ただいまから令和 8 年第 4 回世田谷区議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元の議事日程の通りであります。
まず、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第 79 条の規定により、6 番そのべせいや議員 38 番河野俊宏議員を指名いたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本定例会の会期は本日から 12 月 4 日までの 10 日間とすることにご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって、会期は 10 日間と決定いたしました。
次に、副区長から区長の招集の挨拶に関し、発言の申し出があります。
中村副区長
令和 8 年第 4 回世田谷区議会定例会における保坂区長の招集挨拶について、私からお伝え申し上げます。
令和 8 年第 4 回世田谷区議会定例会に当たり、区議会議員並びに区民の皆様にご挨拶を申し上げます。
初めに、この度の入院治療により、区民の皆様を初め、議員の皆様、関係機関の皆様など、多くの方々に多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。
現在は医師の指導のもと、必要な治療と療養を続けながら、健康管理に十分留意しております。
今後も、区民の皆様のご期待と信頼にお応えできるよう、区政運営に全力を尽くしてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
さて、7 月 28 日の令和 8 年熊本地震発生から 4 ヶ月を迎えようとしています。
被災地では、避難所での生活が長期化しており、避難所から仮設住宅、その後の住まいの確保など、生活再建への道のりは長いものです。
区では被災された自治体の復旧復興支援するため、地震発生直後から、熊本地震災害支援金の募集を行っており、多くの方のご協力により、10 月末時点で 1000 万円以上の支援金が寄せられています。
改めて皆様のご厚意に感謝申し上げるとともに被災地の 1 日も早い復旧復興を切に願っています。
8 月末には、交流自治体である熊本市へ職員を派遣し、災害見舞金を贈呈するとともに、被災地の現状把握を行いました。
現地では、熊本市の災害復興担当の幹部職員と意見交換を行い、被災所の避難所受付に 2 次元コードを活用したことが大幅な効率化に繋がったと伺いました。
西一丁 4 ヶ所の避難所を視察し、水循環型シャワーや自衛隊による入浴支援、民間団体に

よる炊き出しやボランティアによる物資配布、自治体の応援職員による避難所運営支援などの実態を確認してきました。
区はこれまで在宅避難を推進するため、令和 6 年度の在宅避難支援事業、せたがや防災ギフト令和 7 年度のマンション防災共助促進事業などを実施してまいりました。
本年度は、防災用品特別発電事業や住宅用消火器の購入促進事業などに取り組んでいます。
また東京都では、令和 8 年 3 月に東京都避難者生活支援指針を策定し、これまでの避難所改革に加え、在宅避難や被災地外への避難を新たな柱として位置づけております。
引き続き、その指針や熊本視察の知見を踏まえ、在宅避難施策および避難所運営のあり方を検討を実施してまいります。
国では人直下地震等の国難級災害の発生が切迫する中、事前防災から、災害対応、復旧復興まで一貫して司令塔機能を担う防災庁を 11 月 2 日に設置いたしました。
また東京都では、令和 9 年 3 月を目途に新たな被害想定を公表することとしており、来年度、地域防災計画の修正に着手する予定とのことです。
これを踏まえ、区の地域防災計画の見直しを行ってまいります。
区では、地域防災計画を踏まえた 2030 年度までの重点的な取り組みを具体化した災害対策強化プランに基づき取り組みを進めています。
これまでも業務継続計画、BCP の修正、遺体対応マニュアルの作成、職員行動マニュアルおよびトイレ確保管理計画の検討、備蓄物品の見直しなど、2030 年度、令和 12 年度までに首都直下地震等による人的物的被害をおおむね半減するとした減災目標達成のための取り組みを進めてきました。
災害時において、区民の命と健康を守るためには、適切な物資が大量に必要になります。
世田谷区は人口過密地域であり、また、大型トラック等による緊急武装物資輸送のためのところもにも課題があることから、ほぼ区の中央にあり、幹線道路とも接する上岡公園拡張用地を区の防災拠点として活用していくための整備に取り組んでいます。
災害時の区民への物資供給を想定して、これまで物資配送計画を策定し実働訓練を行いました。
また、国や都からの物資受け入れを予定する。
羽田クロノゲートの機能拡充のためにヤマト運輸株式会社との協定の見直しを行ってまいりました。
本事業は、災害対策の要となる約 2000 平米の大規模備蓄倉庫防災広場の設置に加え警察消防自衛隊やボランティア等の活動拠点としての活用を想定するなど、より総合的な防災拠点として区民の安全安心に寄与できるよう整備してまいります。
次に庁舎整備に伴う災害対策、対応力の強化についてです。
12 月から東棟 3 階の庁議室が使用開始されることに伴い今後災害発生時は、庁議室において、本部長室会議等を行い、オペレーションルームについては、臍帯統括部の他、臍帯各部および自衛隊や警察消防、ライフライン事業者など関係機関の連絡員等が集結し、本部長の

指揮のもとで各種情報の集約共有、災害対応の調整協議臍帯角上の式へ指示連絡等、災害対策本部機能の中核を担う場となります。
区では、災害時の指揮所となる東棟 3 階の通信体制強化として、本年 6 月に衛星通信を配備しています。
今後は、臍帯統括部にて、オペレーションルームを活用した実働訓練を行う他、令和 9 年 1 月に予定されております。
震災編の災害対策本部運営訓練において、災害時の機動性を高め、職員の練度を高めてまいります。
次に平和事業についてです。
昨年、戦後 80 年という大きな節目を迎えました。
その一方で、戦争を体験された方々から直接お話を伺う機会は年々少なくなっています。
実体験として戦争を語り継ぐ世代が高齢化する中、戦争の悲惨さと平和の灯とさをどのように次の世代へ受け継いでいくのかは、私達にとって重要な課題です。
世界では今なお武力紛争が続き、多くの尊い命が失われています。
分断や対立が深刻化する国際情勢の中にあって平和を作り、作り維持することは、不断の努力が必要であると痛感しています。
区は戦後 40 年の節目である。
昭和 60 年、1985 年に核兵器の廃絶と世界に平和の輪を広げていくことを誓い、平和都市宣言を内外に向けて発信しました。
この理念は、こんにちにおいても、区政の重要な柱として受け継がれています。
また、今年度から中学生平和学習広島派遣事業を開始いたしました。
各区立中学校から代表 1 名、計 30 名の生徒が広島を訪れ、被爆に関連する施設や被爆者の証言に直接触れる貴重な機会となりました。
生徒たちは、事前事後学習を通じて理解を深め、それぞれの学校や地域で戦争の悲惨さと平和の灯とさを伝える平和大使としての役割を担います。
10 月 25 日には、烏山区民会館で成果報告会を開催し、生徒たちがこれまでの学びや気づきを発表するとともに、まっすぐの平和への思いをグループごとに報告してくれました。
発表後、生徒 1 人 1 人に平和大使としての任命証書を授与いたしました。
平和への思いを力強く語ってくれた若い世代に未来への大きな希望を感じました。
また令和 9 年 1 月に広島市で開催される平和市長会議では、若い世代に平和のパターンバトンを渡すためにをテーマとした出張 6 名によるパネルディスカッションにパネリストとして参加いたします。
本区の取り組みを紹介しながら、自治体の立場から、平和の継承のあり方について議論を深めてまいります。
今後も平和市長会議への参加を初め、広島派遣事業や、せたがや未来の平和館における展示講座など、多様な世代に向けた取り組みを継続し、区民 1 人 1 人が、戦争の悲惨さと平和

の党総裁について考え、その思いを次世代へ伝えていくことができるよう、平和行政の一層の推進に努めてまいります。
次にせたがや自治政策研究所についてです。
せたがや自治政策研究所は、平成 19 年、2007 年の設立以来、区政を取り巻く様々な課題について調査研究を行い、政策形成能力の向上を支える役割を担ってまいりました。
そして今年度研究所は設立に 20 年目という節目を迎えました。
地方分権の進展や区民ニーズの多様化、複雑化を背景に、区政運営の基盤強化を目的として設置されたものであり、この 20 年間、区政とともに歩みを重ねてまいりました。
これまで緊急所では、住民自治や区民参加、地域コミュニティ、自治制度地域行政など、自治体運営の根幹に関わるテーマを初め、環境、高齢化、防災、子供若者支援など、その時々の行政課題を捉えながら調査研究を進めてまいりました。
制作の現場を持つ自治体シンクタンクシンクタンクだからこそ地域の実情や区民生活の変化を身近に捉え、実務に沿った政策研究を、領域横断的に進めてきました。
研究所はこの自治体ならではの強みを生かしながら、区政の課題解決を支える知見の蓄積に努めてまいりました。
中でも、地域コミュニティに関する調査研究は研究所が 7 年にわたり取り組んできた重要なテーマの一つです。
人と人との繋がり方や地域との関わり方が変化する中、地域活動の実態や区民意識の変化を継続的に把握し、その成果を地域行政やコミュニティ関連施策の検討に繋げてまいりました。
一昨年度を実施した地域生活とコミュニティに関する調査 2024 についても、今後の地域コミュニティ政策や基本計画の中間見直しを進める上で重要な基礎資料となるものと考えています。
また、研究成果を研究活動報告書、せたがや自治政策として発信するとともに、学術機関紙紙社会研究を継続的に発行してまいりました。
都市社会研究は研究者のみならず、区職員も論文等を投稿し、行政実務から得られた知見を、学術的な視点で整理検証するとともに、研究成果を区政還元する役割を果たしてまいりました。
行政実務と、学術研究を結びつけ、その双方の知見を政策の改善や新たな施策の検討に繋げていくことは、自治体シンクタンクの特色であり、役割であります。
本年 12 月には、研究所設立 20 年目を記念し、繋がりで考えるこれからの世田谷大テーマとしたシンポジウムを開催いたします。
研究所の歩みを振り返るとともに、多様な主体がどのように関わり合い、世田谷の未来を築いていくのかについて、区民の皆様とともに考える機会としたいと考えております。
研究所設立 20 年は一つの到達点であると同時に、新たな出発点でもあります。
今後も研究所の知見を生かしながら調査研究データ活用人材育成を通じて区政の政策形成

基盤の強化を図り、区民の皆様とともに、持続可能で、魅力ある世田谷の実現に向けて取り組んでまいります。
次に、DX の推進についてです。
本年 3 月、区では、DX 推進方針、バージョン 2.1 および経で、令和 8 年度からの 3 ヶ年の取り組みを示す世田谷 DX ロードマップを策定しました。
行政サービス、参加と協働、区役所という三つの D デザインを掲げ、町内の小さな成功体験を区民サービスの実質的な向上に繋げる段階に入っております。
行政サービスの D デザインにおいては、書かない窓口により、同じ情報を繰り返し記入する区民の負担を軽減し、手続きのオンライン化率も約 93%まで拡大しています。
またオンライン面談システムを全 28 地区に展開し、身近な地区からも相談できる回環境を整えています。
区役所の D デザインにおいては、職員自らが生成 AI チャットボットを開発するなど、現場発の改善が広がっています。
さらに本年 4 月から国内自治体で初めて生成 AI を活用した業務基盤へ業務支援基盤 Genspark のエンタープライズプランを導入し、職員が政策立案や区民対応など、AI を活用しつつ、人にしかできない仕事により力を注げる環境作りを進めています。
こうした取り組みを土台に、今後 3 年間で特に力を入れるのが、参加と協働の D デザインです。
ロードマップでは、区民事業者、関係機関との対話を促進し、様々な主体とともに、課題解決に取り組む協働プラットフォームについて、令和 10 年度の構築を目指しています。
協働は、場面によって関わる主体や役割が異なるため、まずは区民、地域団体、事業者、区議会、区がそれぞれどのように関わり、ともに何を実現していくのか、目指す協働の姿を具体化し、共有していく必要があります。
またデジタルの仕組みを導入するだけで、協働が深まるものではありません。
共同の土台は地域で育まれた人と人との繋がりとお互いの立場や異なる意見を尊重した対話です。
DX の最大の可能性は、行政と区民の距離を縮め、その対話を充実させたような声を区政の意思決定に反映させることにあります。
デジタルを時間や場所の制約を超えて参加の機会を広げる手段として位置づけ、結論だけでなく、そこに至る検討の過程も共有できる仕組みを目指してまいります。
区では基本計画の策定に際し、市民参加型 3 合意形成プラットフォームの活用を試行し、新たな区政参加の機会を設けた経験があります。
実施していく中で意見交換を促すテーマの設定、継続的な参加に繋げる工夫、複数の所管に関係する意見への迅速な応答など改善すべき運用上の課題も明らかとなりました。
この経験から、どのデジタルツールを選ぶかではなく、寄せられた意見を区がどのように受け止め、庁内で連携して検討し、その結果を区民へお返しするかという仕組みと体制作りが

重要であると認識しています。
今後はこれまで重ねてきた。
タウンミーティングやワークショップなど、対面の取り組みとデジタルによる参加と意見形成の場を組み合わせ、熟議を含め深める仕組みの検討を進める予定です。
そのため様々な部署に所属する若手を含むいう市の職員により、市民参加型のデジタルによる対話や行政からの応答を政策形成に繋げてきた取り組みを始め国内外の事例について調査研究してまいります。
令和 10 年度の構築に向けて協働プラットフォームが他に意見を集める場ではなく、多様な区民が参加し、対話を重ね、その結果が、区の政策どう繋がったかを共有できる場となるよう、オープンデータの推進とあわせ、対話と熟議の仕組みを段階的に整えてまいります。
また、AI の機能の飛躍的な向上に伴い、AI を悪用したサイバー攻撃によるリスクも大きくなっています。
区でも、委託先、委託先事業者のシステムへの攻撃により、一部の個人情報の漏えいやそのおそれがある事案が発生しました。
より一層、厳密な安全対策を進めていくとともにリスク管理ができるよう、区および委託先等における情報管理の安全性向上を目指してまいります。
次に、令和 9 年のくみん窓口出張所の混雑期に向けた取り組み等です。
令和 8 年 3 月および 7 月の五つの総合支所くみん窓口における事務処理時間も含めた平均待ち時間は約 42 分となり、昨年との比較で約 6 分短縮いたしました。
マイナンバーカード業務の分散化や、行かない窓口の推進などに取り組んだ。
一定の成果があった一方で、国が推し進めているシステム標準化や新庁舎の開設に伴う影響など、令和 9 年の混雑期の待ち時間は見通しづらい状況となっております。
このため次の混雑期に向けましては、窓口での事務処理の事務処理の更なる効率化を進めるとともに、来庁者の分散化に効果的なコンビニ交付手数料の 10 円への減額を 3 月と 4 月に実施いたします。
このため関連関係する条例を改正する必要があることから本定例会にご提案いたします。
また、マイナンバーカードの手続きについて、昨年度後半からの申請数の急増に伴い、申請から交付まで時間がかかっておりましたがこの間、総合支所と連携し、臨時窓口を含む予約枠の拡充等により、現在は解消されております。
一方、来年度以降も更新手続きのピークが見込まれておりますがさらに国は次期米んだ。
マイナンバーカードの導入を令和 11 年度中に予定しています。
こうした状況を踏まえ、現行の対応だけでなく、将来的な業務量の増加にも的確に対応できるよう、令和 9 年度にマイナンバーカード専用窓口として、用賀駅前に約 600 平米の新たな拠点を開設いたします。
開設後は総合支所くみん窓口出張所およびまちづくりセンターで実施しているマイナンバー関連業務について現在のマイナンバーカードセンターおよび新たな拠点への一定程度の

業務の集約化を図ります。
これにより、マイナンバー関連手続きをこれまで以上に円滑に進めるとともに、区民窓口や出張所における窓口手続きに要する時間の短縮、まち作りセンターにおけるコミュニティ支援の機能強化など三つの課題への対応を同時に推進してまいります。
次に、総合教育会議についてです。
区では、平成 27 年、2015 年から毎年、区長と教育長、教育委員との間で、公開の場で教育に関わる重要なテーマで議論を重ねてきました。
学びの質の改革、非認知能力を養う遊びまな遊び、遊びや学び、デジタル機器を活用した教育特別支援、インクルーシブ教育不登校の児童生徒の居場所と学び、幼児期からの遊びと学び、多様な学びの選択肢など多様な確保、角度で掘り下げてきた内容を盛り込んで、教育大綱案を作るなど、総合教育会議で議論した内容を区の施策に反映してまいりました。
今年度は現在進めている仮称世田谷区いじめの予防および解消を実現するための子供の学びと育ちを支える条例について総合教育会議で 2 回シンポジウムで 1 回合計合計 3 回にわたって議論を重ねてまいりました。
第 1 回総合教育会議では、みんなで考える子供主体のいじめ解決に向けてをテーマに、いじめの現状や課題、条例制定の方向性について議論しました。
いじめを子供の尊厳とサイズ最善の利益の視点から捉え直し、予防、早期発見、早期対応を重視するとともに、子供の声を中心に据えた支援の必要性が共有されました。
また学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携し、子供が安心して成長できる環境作りを進めることの重要性を確認しました。
第 2 回総合教育会議では、子供の学びと育ちを支える条例の学校現場への定着に向けてをテーマに第 3 回区議会定例会や決算特別委員会でのご議論を踏まえ、条例の実効性を高めるため、子供の理解促進や、学校家庭地域による連携のあり方について議論を深めました。
条例の目的は、子供 1 人 1 人の尊厳と最善の利益を守り、いじめの予兆に気づき支え深刻化を防ぐ取り組みとして根づかせることの実現です。
今後は子供の声を大切にしながら、学校現場への定着や相談支援体制の充実を図り、区全体で実効性あるいじめ防止の取り組みを進めてまいります。
また 9 月には条例制定に向けたシンポジウムを開催し、条例素案の目指す方向性や内容について、区民の皆様とともに理解を含め深める機会といたしました。
シンポジウムではまず条例制定の背景や基本的な考え方について説明を行い、その後、区立学校の児童生徒を対象に実施した実態把握アンケートや友達との関わりを考える体験型ワークショップの結果を紹介しました。
アンケートでは、友人関係で嫌な思いをした経験のある子供が一定数いることや困り事を抱えても誰にも相談できずにいることも少なくないことが明らかになりました。
また子供たちからは安心して話を聞いてくれる人が欲しい秘密を守ってほしい、安心して過ごせる居場所が必要であるといった率直な意見が寄せられました。

パネルディスカッションでは、子供の権利や教育、法律の専門家とともに、いじめの予防と解消に向けた今後の取り組みについて議論を行いました。
その中では、いじめへの対応において、事実認定に先んじて、被害を受けた子供の安全と安心を最優先に考えること子供自身の意向や思いを丁寧に聞きながら支援を進めることの重要性が改めて確認されました。
またいじめは、学校だけで解決できる問題ではなく、家庭や地域、関係機関がそれぞれの立場から子供を支えていくことが不可欠であるとの認識が共有されました。
さらに複雑化するいじめ事案への対応に当たっては、学校だけで抱え込むのではなく、専門家や関係機関が早期から関与できる仕組みの必要性や被害を受けた子供だけでなく、関係する子供 1 人 1 人の学びと成長を支える視点の重要性についても多くの意見が寄せられました。
今回のシンポジウムを通じて、条例に求められる役割や区民の皆様の期待、そして何より子供たち自身の思いを改めて確認することができました。
今後は総合教育会議やシンポジウムでいただいたご意見を踏まえながら、子供の尊厳と最善の利益を守る実効性ある条例の制定に向けて取り組むとともに、条例制定後の学校現場への定着や相談支援体制の充実にも着実に取り組んでまいります。
また今後の総合教育会議においても、これからの教育行政に関わる重要なテーマについて議論していきたいと思います。
次に、自治体間連携フォーラムについてです。
11 月 4 日、ホーム久場ヴィレッジにおいて、第 11 回目となる自治体間連携フォーラムを開催いたしました。
今年度のフォーラムは、多様な主体による持続可能な地域作りをテーマに 4 自治体、1 団体が事例発表を行いました。
地域資源を活用した地域活性化、新たな交流やコミュニティ創出の拠点作り AI を活用した地域交通にかかる仕組みの構築バイオガス発電を活用した地域循環など地域課題の解決に向けた多様な取り組みが紹介されました。
各地域の資源や特色を生かした事例を共有するとともに、それぞれの課題や知見を持ち寄り、互いに学び合うことの重要性を改めて認識し、今後の自治体間交流を見据えた各自治体の住民同士の交流のあり方についても意見を交わしました。
翌日には大学学長と区長の懇談会と合流し、区内大学や企業等を交えた交流の場を設け、企業による事業紹介をきっかけに、自治体、大学企業がそれぞれの知見や強みを共有し、地域作りにおける連携の可能性を探る機会となりました。
今回の 2 日間を通じて自治体間の繋がりが一層深まるとともに、大学や企業を含む多様な主体との交流を広げる機会となりました。
今後もこうした繋がりを機会とし、自治体間連携を通じた地域課題の解決と相互の発展に向けた取り組みを進めてまいります。

次に大学との連携についてです。
区内では区では、区内にある 17 の大学、学部が持つ専門性や地域資源を生かし、区内大学との連携を通じて、地域課題の貝瀬解決や地域の活性化に取り組んでおります。
大学との連携は、平成 26 年度から開催している大学学長と区長との懇談会を始め、教育、福祉、防災まちづくりなど、様々な分野に広がり、現在では 100 を超えるプロジェクトが展開されています。
このような連携のさらに広げるため、今年度は、庁内における大学連携への興味や関心を取りまとめ、各大学へ情報共有を行い、マッチングを図る取り組みを実施いたしました。
その結果、まち作りセンターにおけるまちの魅力創出発信や学生の地域参加に関する取り組み、梅が丘図書館との様々な連携イベントの企画について、一部の区内大学と意見交換が始まるなど双方の意欲に基づいた新たな連携の動きが生まれ始めています。
また本年 11 月 5 日には 13 回目となる大学学長と区長との懇談会を開催いたしました。
今年度は地域に開かれた大学と区民行政との連携をテーマに意見交換を行うとともに、大学、産業界、交流自治体および区による交流の機会を設け、新たな連携の可能性について対話を深めました。
一方で、気候危機の進展や少子化の加速、地域コミュニティの弱体化などにより、行政課題は一層多様化、複雑しております。
このような中、区のみで、これらの課題に対応していくことは困難であり、大学が有する専門的な知見や研究成果を地域社会に生かしながら、幅広い分野で連携を深化させていくことが重要です。
区といたしましても、基本計画の実現に向けて、大学と区のとの連携を一層深化させるとともに、連携事業や研究協力共同研究等を推進することにより、地域課題の解決と地域社会の持続的な発展に繋げてまいります。
次に、世田谷区立世田谷美術館中長期保全計画工事に伴う休館についてです。
世田谷美術館は、地域の文化や芸術に触れる機会や場を求める区民の声を受け都立公園の中に、区立美術館として、昭和 61 年、1986 年 3 月に開館しました。
竣工から 64 40 年が経過し、施設が老朽化していることから、公共施設中長期保全計画に基づき、電気設備や給排水設備空調設備の更新など、施設機能の回復、利用者の安全性利便性の向上を図るための工事を実施することになり、令和 9 年 4 月から令和 12 年 1 月までの約 2 年 10 ヶ月間休館いたします。
区民の皆様には長い間ご不便をおかけすることをお詫び申し上げます。
なお、区民ギャラリーも併せて 9 冠となるため、11 月 15 日発行の区のお知らせで、代替施設のご案内をしたところです。
休館前には、11 月 28 日土曜日から銅版画家、駒井哲生、症状に広がる星座のように翌年 2 月 13 日から世田谷美術館コレクション展、生命の惑星せた日の森野は他日立を開催いたします。

休館前にぜひ世田谷美術館に足をお運びいただければと思います。
休館期間中も、文化芸術に触れる機会を継続してお届けしてまいります。
全区立小学校 4 年生を対象に実施している小学校美術鑑賞教室、代替事業として、学芸員が全区立小学校を訪問して、出張事業を実施します。
他にも今月オープンした区民交流スペース等を活用した 100 円ワークショップの定期開催や、世田谷美術館にゆかりのある専門家による講演会鑑賞ボランティアを帯同する世田谷美術館収蔵作品による全国巡回展など、世田谷美術館の魅力を国内外へ発信する様々な事業を展開してまいります。
次に職員の給与改定等についてです。
10 月 13 日に特別区人事委員会より、職員の給料および特別給について引き上げるべき旨の勧告がなされました。
これを受け、職員の給料および特別給の引き上げを実施する必要があると判断しました。
また、特別職の報酬等につきましては、11 月 20 日に特別区、失礼しました世田谷区特別職報酬等審議会により、報酬等を引き上げるべき旨の答申をいただきました。
この答申を踏まえ、特別職の報酬等を引き上げることといたしました。
このため、関係する条例の改正を行う必要があることからご提案する次第でございます。
次に、令和 8 年度一般会計第 4 次補正予算案についてです。
このたびの補正は、資材価格高騰やスライド条項の適用等による学校施設整備費や小学校用地買収費の増額について速やかに対応するため、歳入歳出それぞれ 6300 万円の補正予算を計上するものであります。
最後に本会議に本議会にご提案申し上げます案件は令和 8 年度世田谷区一般会計補正予算第 4 次など議案 22 件、同意 1 件、報告 9 件です。
何とぞ慎重にご審議の上、速やかにご議決賜りますようお願いしまして、ご挨拶とします。
以上で副部長の発言は終わりました。
次に、事務局次長に諸般の報告をさせます。
報告第 67 号から報告第 72 号まで議会の委任による専決処分の報告、報告第 73 号から報告第 75 号まで、令和 8 年 7 月分 8 月分 5 月分例月出納検査の結果について、報告第 76 号固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める要望書ただいまの報告のうち、報告第 76 号については、企画総務委員会にで提案され、関係機関に要望したものであります。
ご了承願います。
以上で、諸般の報告を終わります。
ここでしばらく休憩いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
これより日程に入ります。
日程第 1 を上程いたします。
日程第 1、代表質問質問通告に基づき順次発言を許します。

まず、自由民主党を代表して、38 番河野俊宏議員議長、38 番河野俊弘議員質問に先立ち、区長の 1 日も早いご回復をお祈り申し上げます。
昭和 7 年、東京市の区域が広がる中で誕生した世田谷区は来年区制 95 周年を迎え、6 年後には 100 周年という大きな節目を迎えます。
先人たちは戦災や急速な都市化といった幾多の困難を乗り越え、住民福祉の向上と、まち作りに力を尽くし、人口 90 万人を超えるこんにちの疑いを築いてきました。
今私達が下す決断が次の 100 年の世田谷区を形作ります。
しかし、区長の就任から 15 年余り、今の規制はどうでしょうか。
新しい事業は次々次々と打ち出される一方で、その効果は十分に検証されず、見直すべきものが見直されたまま積み重なってきました。
大きな判断は先送りされ、区民の声とずれた優先順位でもの方が進められる場面も少なくありません。
根井は言葉が先だち、結果が後回しになっている。
そのツケを払うのは将来の区民です。
私達は地域を歩き、現場の声に耳を傾けてきました。
先人から受け継いだ地域のきずなと自治の精神を守りながら、必要な改革には果敢に挑みます。
守るべきものは守り、変えるべきものは買える次の 100 年に責任を持つ区政その決意を元重民主党榊田を代表して質問をいたします。
最初に、令和 9 年度予算編成の方針について伺います。
我が会派は持続可能な財政運営の観点から、財政規模の肥大化を懸念するとともに、既存事業の不断の見直しと、政策効果の徹底した検証を求めてまいりました。
現在区財政は一定の健全性を維持しているものの、ふるさと納税による財政流出の拡大などを踏まえれば、今後の歳入見通しは決して楽観視できる状況にはありません。
そのために新たな政策を進める一方で、既存事業の廃止や見直しにより、必要な財源を生み出していかなければなりません。
また来年は区長辺選挙を控える年でもあります。
だからこそ、短期的な人気取りや話題性や、そういったことを優先するだけではなく、政策効果と必要性を厳しく見極めた予算編成が求められます。
そこで伺います。
歳出が 10 年前の 1.5 倍に膨らみ、基金と区債が逆転する残高が確定する見通しも示される中、我が会派が求めてきた事業の開始等見直しを一体に行う財政運営を来年 9 年度予算でどう具体化するのか、見直しと排出によってどれだけの財源を生み出すのか。
来年迎える制 95 周年、その先に 100 円周年を見据えた予算編成の基本方針を伺います。
次に AI 時代の区政運営について伺います。
まず AI を活用した区民の利便性の向上と情報セキュリティの確保についてです。

区役所に出向くことなく、必要な行政情報を受け取ることができ、各種手続きや相談をオンラインで環境できる環境が整い、オンラインで完結できる環境が整えば、区民の利便性は大きく向上します。
一方でデジタル化の推進は情報セキュリティの確保と一体で進めていかなければなりません。
災害防犯情報メールやせたがや Pay のメール配信システムへの不正アクセスが確認され、個人情報の漏えいも報告されています。
区民の信頼がなければデジタル化は進みません。
の活用は職員を減らすもののため減らすためのものではありません。
AI に任せる仕事は AI に任せ、そこで生まれた時間を相談に寄り添い、困り事を受け止めると言った人にしかできない、区民サービスに振り向かせることこそ、本来の目的であるはずです。
そこで伺います。
今回発生したこれらの不正アクセス事案の原因をどのように分析し、委託先を含めた再発防止策をどのように講じるのか。
その上で AI の全庁的な活用をいかに推進し、情報セキュリティを確保しながら、区民が利便性を実感できる成果をいつまでに何から示していくのか。
区の見解を伺います。
次に副区長体制のあり方についてです。
行政運営における最終的な意思決定と責任を狙うのはあくまでも人であります。
だからこそ、AI 時代においては、膨大な情報の中から本質を見極め、適切な判断のもとに組織を動かし、毛成果へと結びつけるマネジメント能力がこれまで以上に重要になると考えます。
その中核を担うが、区政を全体を俯瞰し、組織運営を担う副区長であります。
区では令和 4 年 6 月以降副長 3 人体制をとってきましたが、今年 5 月の松村前副市長の退任の際、後任の副長を選定、選任できず、現在は 2、2 人体制となっています。
副長体制は人数ありきではなく求められる役割を果たす体制であることが重要であると考えます。
我が会派は本年第 1 回第 2 回定例会で副長体制を問い、区は人生を含め、引き続き検討すると答えてきました。
区は AI 時代に副区長に求められる役割をどう認識し、今後の復調体制のあり方をどのように考えているのか、見解を求めます。
次に、災害と猛暑への備えについて伺います。
まずは災害時協力協定についてです。
災害時に区民の命と財産を守るためには、行政だけでは限界があり、多様な主体との連携が欠かせません。

区では現在、企業や大学、医療機関、地域団体など約 400 の災害協力協定を締結しています。
一方、真に重要なのは協定の数ではなく、災害時に確実に機能することです。
だからこそ、協定は締結して終わりではなく、その実効性を常に検証し、必要な見直しと機能強化を図ることが求められます。
先日防災庁も全国の自治体に対し、事前防災徹底のための緊急要請を行い、締結済みの協定が発災時に確実に機能するよう連絡先や要請手順などの総点検を求めました。
そこで伺います。
約 400 の協定が発災時に確実に機能するよう、区はその実効性をどう高め、そしてどう確かめていくのか、また、緊急要請が述べる。
避難生活の環境の改善に向け、国足りない分野の協定をどう考え、どのように結んでいくのか、見解を伺います。
次に災害時の要配慮者に対する支援のあり方について伺います。
自力での避難が難しい方は避難行動要支援者名簿により、その 1 人 1 人の避難の方法を定めるのが個別避難計画です。
区は居宅介護支援事業者なども活用しながら制作を進め、9 月の特別委員会の報告では、名簿に載る 8078 名のうち、4265 名 52.8%の計画が作成済みとなり、着実に進んでいるものと評価します。
先の防災庁の緊急要請でも計画作りの一層の促進が求められています。
一方この名簿は入院や施設への入所で毎年入れ替わります。
名簿に載る 1 人 1 人がそれぞれの暮らしがあります。
作成率の数字だけでなく、新たに名簿に載った方の計画を早く作り支援の必要性が高い方から確実に整えることが大切です。
雲計画の作成を依頼する際に、問い合わせの手段や様式の見直しなど、改善を重ねてきましたそこで伺います。
新たに避難行動要支援者名簿に載った方の計画作りは実際にどれだけの期間で今進んでいるのか。
その上で、優先度の高い方から年度ごとに設定率を高める目標をどのように定めるのか。
見解を伺います。
次に申し上げの対応について伺います。
近年の夏の暑さはもはや単なる季節的な暑さではなく、人命に関わる深刻な危機となっています。
今年の夏も、日本の平均気温は統計を取り始めてから 5 番目の高さとなり、平均気温 40℃以上の酷暑日延べ地点で 2010 年以降最も多くなりました。
熱中症による緊急搬送者も多数に上り、尊い命が失われるなど、その影響は区民の生命と健康に直接及んでいます。

暑さは高齢の方や小さな子供屋外で働く方などにとってとりわけ命に関わる危険となります。
各所管の個別の対応だけでは限界があり、冬を迎える今、猛暑等のは来年の夏に間に合わせるには予算が固まる今しかないからであります。
猛暑の中で大きな地震が起これば被害はさらに深刻になります。
そこで伺います。
猛暑を災害として位置づけた全庁的な方針をどの部が中心となり、来年の夏までに定めていくのか、屋外に働き方、屋外で働く方の支援の拡充も含め、来年度に何を始めるのか、見解を伺います。
次に定住住み替え応援事業の検証について伺います。
区は今年度から子育て世帯や若者夫婦世帯の区内での住宅取得や住み替えを支援する、ずっと世田谷受定住住み替え応援事業を開始しました。
住宅価格や家賃が上がる中、若い世代が住みなれた疑いで暮らし続けられる環境を整えることは、極めて重要であり、我が会派も若い世代の定住を支援するという政策目的には賛同しています。
一方で現在の事業内容が真に効果的なものになっているかは実績に基づいた検証が必要であります。
区の報告によると、10 月 20 日時点での申請件数は年間 400 件を予定する定住応援事業が 59 件、年間 600 件を予定する住み替え応援事業が 163 件でした。
またさきの決算特別委員会では、応援金がなくても同じ住宅選択をしていたという回答は定常円で約 75%、住み替え応援で約 82%との答弁がありました。
応援金が生活上の助けになったことは理解しますがそれが実際に住宅の選択を変え、区外流出の抑制やて区内定住に繋がったのか。
さらに検証する必要があると考えます。
そこで伺います。
我が会派は本年 1 第 1 回定例会で、効果を計る眼差しと検証を求め、区は効果を検証し、継続の要否を判断すると答えました。
応援金がなくても同じ住宅を選んだという回答が 7 割を超える中、区はこの結果をどのようにどのように受けとめ、来年度事業を続けるのか、組み替えるのか、判断の時期等指標を伺います。
次に住まいの確保について伺います。
若い世代に住み続けてもらうためには、転居費用なども支援するだけでなく、家族構成や所得に応じて選択できる住まいそのものを確保する視点が必要です。
区は子育て若者夫婦世帯向け、受お宅の供給策の一つとして、来年度から区内の空き家 1 年以上賃貸借契約をされていない住宅の改修費を助成し、民間賃貸住宅として供給に繋げる事業を検討しています。

区営住宅の増設だけにとりあえず既存の住宅ストックを活用する考えは重要です。
区は相続や施設への入所などにより、これから空き家になる可能性のある住宅も対象として想定をしています。
そうした住宅がどの程度あり、どの地域にあるのかを把握し、早い段階で所有者に働きかける仕組みが欠かせません。
また多額の改修費を要する場合、条件に上限 200 万円の助成だけでは十分な回収ができない、あるいは書類、所有者の負担が家賃に反映され、若い世代がかかりにくい。
住宅になることも懸念されます。
さらには子育て若者夫婦世帯に限定した入居者情報が入居者募集が 3 ヶ月にとどまり、その後は他の世帯への賃貸でも助成対象となる仕組みで年間 20 件程度の供給により、政策目的をどこまで実現できるかも見かけ見極めなければならないと考えます。
そこで伺います。
若い世代が実際に進める選べる。
住まいを増やしていくため、空き家空室の改修にとどまらず、区有地や遊休社宅の活用とポータブル住宅との連携をどう進めるのか、供給の目標をどこまで、そしてどれだけと定めるのか、区の見解を伺います。
次に住宅宿泊事業、いわゆる民泊について伺います。
9 月に条例改正素案が示されて以降、我が会派は、今回の改正は事実上の規制緩和であり、民泊利用者による騒音や不適切なゴミ出すな、ゴミ出しなどに悩まされている地域住民の声を無視したものであると厳しく指摘してきました。
区民意見募集では 800 件近い意見が寄せられ、そのほとんどが営業拡大に反対し、規制強化を求めるものであります。
区長はこうした区民意見や議会からの指摘を受け、徐。
住居専用地域での新規開設と家主居住型に頭に限定するとともに、営業日数の 180 日への拡大を見送る方針を示しました。
しかし住居専用地域における平日営業を一定の要件下で認める方針は維持されています。
我が会派は、決算の予算開陳決算の意見開陳で家主居住型を含め、住居専用地域での平日営業の制限を維持すべきと申し上げてきました。
特に、これまで平日営業の申請があった施設全ての営業が認められてきた実態を踏まえれば、規制が形骸化されていると言わざるを得ません。
そこで伺います。
これまで 175 施設のうち 145 施設で、平日営業を認めており、認めてこなかった例がない実態を踏まえて、例外を認める条件を取り消し要件とどのように明確化し、法令違反に対してどう厳正に対処するのか、条例案提出前に、区の見解を伺います。
次に、保育待機児童の解消について伺います。
令和 8 年 4 月の保育待機児童は 166 人となり、前年度の 47 人から 119 人増加しました。

1 歳時は 148 人を占め、そのうち、玉川地域が 67 人砧地域が 43 人と特に多く、特定の年齢と地域の受給の隔たりが集中をしています。
区が令和 9 年と 10 年の 4 月開園予定として新規施設整備を進めていますが、令和 9 年 4 月開園分について、現時点で 1 歳児定員 100 人以上という整備目標には届いていません。
保育園が決まらず仕事への復帰を諦めざるを得ない保護者の不安は切実であります。
待機児童の解消は単なる数字の達成だけでなく、保護者の就労、介護、疾病、1 人親家庭など、真に保育を必要とする子供が必要な時期に買える範囲で質の確保された保育を利用できる状態でなければありません。
そのために、地域別、年齢別の申し込みや先行しつつ、年度途中の需要のを継続的に分析し、施設整備だけでなく、既存園の店員拡充、保育人材の確保、定期利用保育、認証認可外保育幼稚園の預かり保育を決め、組み合わせる必要がありますそこで伺います心に保育が必要とする家庭に対し、確実に支援を届けるために、認証保育所など、認可外保育施設の空き、私立幼稚園の預かり保育や現在検討中の 2 歳児受け入れなど、既存の保育資源を十分に周知し、有効活用を図るとともに、区が掲げた 1 歳児 100 人以上という整備目標に対し、令和 9 年 4 月に向けた見込みと、不足する分への対応とその時期を示すべきと考えますが、見解を伺います。
次に住宅子育て家庭への支援についてです。
我が会派は令和 8 年第 1 回定例会から第 3 回定例会までちゅ在宅保育の推進と在宅子育て家庭への支援拡充を一貫して求めてきました。
区は、理由を問わない一時預かりやファミリーサポートセンター事業の利用料無償化、相談支援などを進めており、この点は評価します。
しかし、私達が繰り返し求めてきた保育園を利用せず、家庭で乳幼児を育てる世帯への経済的支援については実施するか否か、いまだ明確な方針が示されていません。
おうちで子供と向き合う毎日は喜びとともに、孤独や不安と隣り合わせでもあります。
保育サービス利用世帯には多額の公費が投入される一方、在宅子育てせ、在宅子育て家庭は収入の減少や育児負担を家庭内で引き受けています。
どの子育ての形を選んでも支援を受けられなければ本当の意味で選べるとは言えません。
国や都の制度を待つだけでなく、基礎自治体として、区独自の実効性ある経済的支援を検討すべきであります。
そこで伺います。
我が会派がこの点を重ねるのは今回で 4 回目であります。
在宅で子育てする家庭への直接的な経済支援を令和 9 年度予算に入れるのですか、入れないのですが、区の見解を明確にお答えいただきたいと思います。
次にスマホ SNS と子供の安全について伺います。
学校で活用する住宅よ。
学習用端末は学びに欠かせない道具となるとともに、普段の生活はスマートフォンが子供

たちにとって身近で欠かせないものとなっています。
教育委員会では、今年度 IC ICT 利用状況調査に学習用端末の就寝前利用や睡眠への影響に関する項目を新設し、実態把握を強化するとともに取り組みを一体的に推進して実効性を担保するとのことです。
重要なのは単に調査を実施するだけではなく、その結果を具体的な対策に繋げることであります。
そこで伺います我が会派が本年第 2 回定例会で学習端末の管理が家庭任せになりすぎているとの指摘をしました。
学習用端末にとどまらず、SNS を通じたいじめやや被害から子供たちを守っていくため、調査結果を踏まえた対策をいつまでにどの学年から始めていくのか、教育委員会の見解を伺います。
次にいじめ防止に向けた体制作りについてです。
現在検討されているいじめ対策条例は、いじめの防止、予防から早期発見、発生後の対応被害を受けた子供の心身の回復まで一体的に進めるための重要な基盤となるものです。
保護者が知りたいのは条例によって実際にいじめが減るのかを聞いたときに子供が守れるのかです。
つらい思いをしている子供たちが 1 人でな、抱え込まずに声を上げられ、その声が確実に受け止められることこそ、それが何よりも大切であります。
教育委員会はこれまで予防予防プログラムや教委教職員研修、学校への指導助言、心理的ケアや回復支援とを担う新たな体制を検討するとともにせたホットと警察、児童相談所等との平時での連携を強化し、被害児童生徒の安全安心と尊厳の回復を最優先に切れ目のない支援を行うとの考えを示してきました。
こうした方針を理念にとどめずさらに、学校や教職員だけに対応を委ねる。
ことなく、区長部局と教育委員会学校そして専門職、関係機関がそれぞれ役割を果たし、子供や保護者が変化を実感できる取り組みに繋げなければなりません。
そこで伺います。
我が会派が決算審査で行け決算審査での意見開陳で求めたどの誰にも対応。
どの段どの段階で誰が教育委員会に報告をするのか、相手方が話し合いに応じない場合にも対応が止まらない仕組み、第三者による調査の仕組みや条例案にどう組み込まれていくのか、区長部局と教育委員会がそれぞれ何を担うのかを含め、見解を伺います。
次に日本版 DBS の導入に伴う対応について伺います。
本年 12 月 25 日に施行されるこども性暴力防止法では、子供と接する業務の従事者において、採用時や人事異動人等に特定性犯罪の前科の有無を確認することが求められています。
現職者は施行後原則として 3 年以内に確認をし、その後も定期的な再確認が必要であり、膨大な対象者を継続的に確認することが求められています。
また学習塾やスポーツクラブなどの民間事業者も国の認定を受けることで、同じ確認を行

えるようになります。
しかし施工目前に国の確認システムに脆弱性が見積もり見つかり、その稼働は延期をされました。
制度は予定通り始まるとされていますが、現場や現場に混乱や確認の空白を生じさせてはなりません。
そこで伺います子供の安全を守る制度として実効性を担保するため、国のシステムの稼働が延期される中でも、対象者の確認を着実かつ継続的に行う管理体制をどのように整えるのか。
また我が会派が本年第 1 回定例会で求めた民間事業者への認定取得への支援と周知をどのように進めるのか、見解を伺います。
次に、誰 1 人取り残さないスポーツの推進について伺います。
区では、新たなスポーツの福井や環境整備を進めていますが、重要なのは、既にスポーツを写真でいる方でなく、肩だけでなく、これまで質問参加をしづらかった方々が、いかに取りいかに取り込むかという視点です。
世田谷区スポーツ推進計画では、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 65%を目標とし、令和 7 年度の区民意識調査では 68%と目標を上回りました。
一方で、その陰には仕事や家事、育児に忙しい世代に加え、運動に苦手意識を持つ子供や外出機会の少ない高齢者障害のある方などスポーツと接点の持ちにくい方々の存在があります。
今年のアジア競技大会でも正式種目となった e スポーツはこれまでスポーツに縁のなかった方々にとって新たな入口となる可能性があります。
単なるゲームではなく、地域の活動やリアルなスポーツへ繋げる手段として活用すべきと考えます。
そこで伺います。
全体の実施率が目標を上回った今こそ、運動が苦手な子供、外出が難しい高齢者、障害のある方を、次期スポーツ推進計画でどのように迎えれるのか、e スポーツを入口の一つとして生かすため、所管を超えた窓口を明確にし、民間事業者などの力も借りながら、いつまでに具体的な目標を定め、参加と交流の機会を生み出すのか、区の見解を伺います。
次に障害者施策について伺います。
まずは移動支援事業者の担い手の確保についてです。
最近、区民の方からヘルパー不足により移動支援の利用を断れ。
断られ、希望する日時にサービスを利用できないことがあるとの声を伺いました。
外に出かけることは生涯の中で、障害のある方にとって、社会と繋がり、自分らしく暮らしていくための大切な時間であります。
区は制度の充実を図ってきましたが、担い手がいなければその時間は守れません。
担い手の確保には報酬単価の見直しが欠かせず、そこで伺いますが、移動支援は単価を区が

決められる事業であります。
通学の時間帯に利用が集中し、担い手が取り合いとなっている実態も踏まえ、報酬単価の見直しを含め、担い手を確保するための事業の見直しをいつまでに行うのか、見解を伺います。
次に障害者施策障害者施設の整備運営によるを担う事業者への支援についてです。
久我は公募で選定した事業者により上岡 6 丁目で生活介護、グループホーム、短期入所を備えた施設整備が進められています。
親亡き後も住み慣れた地域で暮らし続けたいそう願う障害のある方とご家族にとって町野は待ち望まれてきた施設であります。
しかし補助の協議や長期におよび、開設は令和 8 年 4 月から令和 10 年 4 月、2 年遅れました。
その間、建設費は約 8 億円から約 14 億 7000 万円、借入金の金利は 1.3%から 4%に上り、グループ本部部分の借入金 6 億円の利息は 30 年で約 3 億 4000 万円に上り、これを家賃に反映すれば月額約 21 万円になるとの事業者とのお話から伺いましたこれでは、障害のある方が負担できる水準ではありません。
事業者の努力では先ほどない環境の変化によって運営が成り立たなくなれば困るのは入居末、区民です。
そして今後も区が公募で福祉施設課、福祉施設を整備運営していく以上、金利や建設費の上昇を誰がどう負担するのか、この施設だけの問題ではありません。
そこで伺います。
区が公募で選定した事業者は整備が遅れるのをくれる間の建設費の高騰と金利の上昇によって背負うことになった負担を区はどのように受け止めているのか。
入居者が負担できる家賃で運営を続けられるよう、区としてさらに踏み込んだ支援策を示すべきと考えます。
あわせて、今後の福祉施設の公募に当たり、金利や建設費の上昇に備えた仕組みをどう整えるのか、見解を伺います。
次に健康施策について心不全の早期発見と予防について伺います。
心不全は生涯で 4 人に 1 人かかるとされ、とりわけ慢性心不全は高齢と高齢化とともに患者が増え続けています。
過去の報告によると発症すると 5 年以内に半数以上の方が亡くなるがんに匹敵する病気です。
入退院を繰り返すために体力が落ち、ご本人もご家族もつらい思いを重ねることになります。
要介護になる割合も高まっていきます。
一方で心不全は、地方錠が出る前の段階で見つけ、血圧や血糖の治療を徹底すれば、その多くは発症を防ぐことができ、要介護になることを遅らせ、健康寿命を延ばすことにも繋がります。

区内の医師会からは70歳になる区民の方の健康診断の採血に心不全の兆しを示す血液検査を加える。
心不全リスク検診が提案されています。
費用は年間で約 2700 万円と見込まれ、入院や再入院介護を防ぐ効果も試算されています。
そこで伺います区は慢性心不全をがんや認知症となる高齢社会としての位置づけをどのように考えているのか、区医師会病院が連携をし、検査から専門への診療生活習慣の改善までを結ぶ心不全リスク研修を来年度モデル実施すべきと考えますが、見解を伺います。
次に単身高齢者が安心して暮らせる地域社会について伺います。
区の高齢者人口は19万人を上回り、高齢者のみ世帯が7割を超え、そのうち半数が一人暮らしをするなど、高齢化や単身化が一層進んでいます。
こうした状況を踏まえ、我が会派は第1回定例会において、独居高齢者支援の拡充を求め、区からは重層的かつ切れ目のない見守り体制の構築に取り組むとの答弁がありました。
そのうち 7 月には終活支援センターが開設され、終活に関する総合相談に加え、身寄りのない高齢者を対象とした終身サポート事業も開始されるなど、支援体制の強化が図られています。
一方で独居高齢者や身寄りのない方が抱える不安は日常的な見守りだけではありません。
1 人でも住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らしたい。
その願いに寄り添い、必要な支援を確実に繋ぐ仕組みと苦闘民間の役割の整備が欠かせません。
そこで伺います。
終活支援センターの開設ご相談件数とその内容、終身サポート事業の利用状況をどのように今分析をしているのか。
身寄りのない方の入院や施設入所、災害時の避難まで区が支える範囲と民間に任せる範囲をどのように整備をし、終活支援センターを核とした体制をどのように広げていくのか、見解を伺います。
次にスタート IP について伺います。
したがい Pay は地域経済とか、地域経済の活性化やキャッシュレス化の推進において、一定の成果を上げてきました。
しかし今回のポイント付与事案は、単なる事務上のミスではなく、多額の好機と個人情報を扱う事業の運営体制そのものに課題があることを明らかにした重大な問題であります。
さきの定例会においては、区は、セキュリティ監視体制と強化や外部専門人材の活用、さらには、事業者の再選定も含めた見直しを進める考えを示しました。
現在商店街振興組合連合会が運営主体を担っていますが、システムの安全性の確保や個人情報保護、障害、そして事故発生時の対応など、高度な専門性と継続的な管理体制が求められる事業を限られた人員体制で担い続けることは相当な負担とリスクが伴います。
したがいペーパー、今や区民生活を支えるデジタル基盤であります。

区が基盤への責任を果たし、運営主体との役割分担を整理し直す必要があると考えます。
そこで伺います。
第三者によるセキュリティ監査、セキュリティ監視の工場か。
専門人材の確保は今どこまで進んでいるのか、桑木板に責任を持ち、運営は商店街振興組合連合会が担ういった役割分担を明確にし、事業者の最先端も含めた事業のあり方の検討をいつまでに終えるのか、見解を伺います。
また、区はこれまで国の物価高騰対応重点支援地方創生。
臨時交付金を活用し、下がペイのポイント還元キャンペーンを実施してきました。
このたび国から新たな交付金が示されましたが来年 4 月から食料品の消費税を引き下げる法案が国会で審議をされており、引き下げ前の買い控えによる消費の冷え込みが懸念をされます。
その一方でその引き上げ後も店内での飲食は 10%のままであり、区内の飲食店や中小個店をさせる程度が必要であると考えます。
今回の新たな交付金を活用し、減税が始まるまでの間、区内の飲食店や中小個店を重点とした新たなキャンペーンを切れ目なく行うべきと考えますが、これについても見解を伺ってまいります。
次に、入札制度について伺います。
区は令和 4 年度から価格だけではなく、品質や地域貢献などを評価する総合評価方式への転換を進め、今年度から本格実施に移りました。
区内の建設業者は災害時には協定に基づいて真っ先に駆けつけ、道路の啓開や応急復旧を担う地域の守り手です。
しかし資材や人件費の高騰が続き、担い手三法の全面施行で、適正な労務費の確保も求められる中、その経営環境は厳しさを増しています。
実勢価格に合わない予定価格のままではとりわけ小規模な仕事、工事を担う区内事業者ほど受注を続けることが難しくなります。
そこで伺います。
総合評価方式を本格実施の効果とその課題をどのように受け止めているのか、実勢価格に見合った予定価格をどのように設定をしていくのか。
あわせて、災害時の協力協定に基づく防災活動など、地域に貢献する区内事業者を適切に評価する仕組みをいつから導入し、区内事業者の受注機会を広げていくのか、見解を伺います。
最後にクセ 100 周年に向けたまちの将来像について伺ってまいります。
まずは大蔵運動公園、大蔵第 2 運動公園の機能拡充についてです。
我が会派は両公園を一体的に捉えた将来像を描き、区側代表するスポーツ拠点として再整備すべきと繰り返し求めてまいりました。
特に老朽化が進む総合運動場体育館は、長寿命化を前提とするのではなく、全面改築も含めて検討するとともに、両公演に重複分散する施設を整理し、敷地全体の最適な配置を検討す

るように提案をしてきたところであります。
しかし、区が示した再整備再整備ビジョン素案で総合運動場体育館は、リノベーションや中長期保全改修を行いながら、引き続き使用し、その他の施設も更新時期に応じて段階的に整備する方針を示されています。
令和 41 年に竣工した失礼しました昭和 41 年に竣工した体育館をさらに長期間使用する改修中心の考え方では、アリーナ規模や観客席、バリアフリーバックヤード防災環境性能など、拠点スポーツ施設に求められる機能を十分に確保することは限界があると考えます。
また、両公演には駐車場やテニスコート、体育館などが重複をしています。
統合を条例上の手続きにとどめず、敷地全体を一つの公園として再配置する視点が必要です。
伺います。
私、我が会派がさきの定例会で改築と比べた事業費を示すよう求めました。
総合運動場体育館の全面改築と両公園の敷地全体での再配置案を再配置を基本に再整備ビジョンを見直す考えがないのか、基本構想をいつ示すのかとあわせて伺います。
次に、産業拠点と三軒茶屋駅周辺の公共施設再編について伺います。
区はさ、太子堂出張所のキャロットタワーへの移転など公共施設の再配置を進めています。
一方三軒茶屋駅周辺には、公共施設が点在し、三間、三茶しゃれなあどホールやマイナンバーカードセンターなど、民間の借り上げ施設もあります。
個々の課題に対応して施設の移転や再配置を進めるだけでなく、借り上げ施設の返却や区有施設への機能集約を含め、駅周辺全体を捉えた中長期的な再編方針が必要であります。
また、三軒茶屋には、区内産業の振興を担うさ、せたがや産業プラザがありますが、産業団体の島の報告では、団体間の連携が授業周知や施設利用を中心としたものにとどまり、設置当初に掲げた機能が十分に果たされているとは言えないとされています。
かつて区は、ふれあい広場に情報提供、人材育成、区民と産業の交流を担う産業交流センターを整備する候補構想を掲げていました。
その後、現在の三軒茶屋分庁舎に産業プラザ可決されましたが、事業者が日常的に集まり、新たな交流や小連携が生まれる産業拠点としてその機能を改めて検証する必要があります。
区政 100 周年とその先を見据えれば、産業プラザの機能拡充と三軒茶屋駅周辺の公共施設再編を別々に考えるのではなく、将来像を描いた上で一体的に検討すべきであります。
そこで伺います。
ふれあい広場のか、広場機能の広場機能と防災機能を守りながら、その上部空間に新たな産業拠点を整備することも選択肢として借り上げ施設の返却や行政産業交流機能の集約を含めた三軒茶屋駅周辺の公共施設再編についてどのような考えでいつから調査検討を始めていくのか、区の見解を伺います。
次に、区制 100 周年にを見据えた大規模なこっ公有地の活用について伺います。
上岡一丁目の国立医療品、医薬品衛生研究所跡地は、来年度にも財務省に移管される見込み

で、隣接する陸上自衛隊の洋菓子所も令和 11 年度以降の移転が示されています。
二子玉川の旧玉川高校跡地も来月の分庁舎移転を経て、東京都に返却されます。
区内で二つの大きな土地がこの数年のうちに動き出します。
我が会派はこれまで、スポーツ施設や学校改築の用地病院や高齢者障害者の施設が足りないことを指摘してきました。
まとまった土地の確保が年々難しくなる中、この二つの土地はまたとない機会であります
上岡の周辺には整備が進む上岡公園馬事公苑、東京農業大学があり、緑とスポーツと学びが集まっています。
雨の日も猛暑の日も体を動かせる屋内運動場は子供にとっては思い切り遊べる場所に、そして高齢者の方には季節を問わず健康を保てる場所にもなります。
子供と大人が肩を並べ、学校に行きづらい子も障害のある方も仕事を退いた方も自分の部署を見つけられる世代を超えて人が行き交う場所をここに描くことができます。
そして二子玉川多摩川に名刺、玉川地域の暮らしを支える場所です。
普段から普段は子供から高齢の方までが水辺を親しみ、いざというときには地域の避難と医療の拠点にもなる日々の暮らしと地域の安心を同時に支える施設が描けるはずです。
もちろん、夢を語るだけでは責任ある政治とは言いません。
基金と起債が負債の残高が逆転する見通しの中、地域の取得だけでなく、定期借地や民間の力、国や都の補助を組み合わせ、将来世代に負担を残さない形で実現をしなければなりません。
今描く姿はすぐに形になるものではありませんけれども今決めたことが 20 年後 30 年後の世界を形作ります。
その時代を生きる子供たちの未来のために今を生きる私達が蜜漬けておく。
それが次の 100 年の昨年に責任を持つということだと考えます。
そこで伺います。
区は、これらの固有値にどのような将来像を描いているのか、国や都の方針が固まるのを待つではなく、領有地の位置づけと優先順位をいつまでに示し、国と東京都との協議にどう臨んでいくのか、見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
中村副区長まず、あらかじめ確認した区長の見解について 5 点私からご答弁いたします初めに予算編成の基本方針についてです。
区の令和 8 年度当初予算額は、この間の歳入の 5 増、税収増加も背景に、10 年前の 1.5 倍まで拡大しています。
今後の公共施設老朽化への対応には多額の経費がかかるなど、物価高騰、特に建設建築費の価格上昇を受けて、歳出の増大が続いていることには強い危機感を持っています。
そのため、事業見直しによる財源の捻出や事務の効率化は常に意識して取り組むべき課題であり、8 月に示した予算編成基本方針でも新規拡充事業の見積もりには、事業費に見合っ

た既存事業の見直しを行うこととしています。
今後も特別区税などの歳入が堅調に増加していくとは限らないとの認識のもと、長期的な視点に立ち、区の目指すべき姿や、今後の財政需要を見据えた持続可能な財政運営を念頭に、令和 9 年度予算の編成を進めてまいります。
次に、副区長体制のあり方についてです。
AI 時代というお話がありました。
これからの AI 活用は、区民サービスの質や利便性の向上、業務の効率化とともに、サイバーセキュリティ対策を高度な次元で両立させることが求められていると考えています。
区の執行体制にそうした専門的知見を有する人材を登用することは非常に重要と考えています。
現在、CIO 補佐として、AI に関して造詣の深い山容を助言役に充てています。
一方で、副市長に求められる最も重要な支出は地域課題の本質を見極め、適切な判断のもとに組織の力を最大限発揮できるマネジメント力、そしてせ、職員を先導するリーダーシップであると考えております。
引き続き、山積する区政課題に迅速かつ着実に対応するため、トップはマネジメントを強化する観点から、人選を含めた副区長の田井体制のあり方について引き続き検討してまいります。
次にいじめ防止に向けた体制作りについてです。
この度制定を目指す条例は、いじめの被害が確認されたときの初期対応をしっかり整え、被害児童の保護とケアの充実を図るために、学校外の力も入れて、被害児童の安全を確保することにあると認識しています。
実効性ある仕組み作りに向け、教育委員会と子供若者部が共同で所管する、せたホットの体制を充実し、より効果的に機能させるとともに、学校やスクールソーシャルワーカーと、児童相談所や子供家庭支援センター等との円滑な連携により子供や家庭の支援に繋げてまいります。
引き続き、子供の最善の利益を最優先に、教育委員会と区長部局が一丸となって、いじめの予防と解消に取り組み、条例の実効性を担保して、子供たちの学びと育ちを支えてまいります。
次に、重点支援地方交付金を活用したキャンペーンについてです。
区ではこれまでも国の重点支援地方交付金を活用し、せたがや Pay によるポイント還元アップ事業を実施することで区民生活の負担軽減と、区内事業者への支援に取り組んでまいりました。
現在も 12 月末までは最大 5%の還元率とし、来年 1 月から 3 月までは最大 3%として実施する予定です。
一方、消費者物価の上昇は止まりません。
今般急遽、国から重点支援交付金の追加措置が示されたことを踏まえ、せたがや Pay の更

なる還元率アップを含め、飲食店や中小個店への波及効果も意識し、切れ目のない地域経済支援となるよう、物価高対策を今年度内に実施できるよう、関係所管部に指示をしたところです。
次に産業拠点と三軒茶屋駅周辺の公共施設星再編についてです。
三軒茶屋駅周辺は交通利便性が高く、産業や文化、交通の中心地であり、多くの区民、事業者等が利用しています。
一方で新規整備や拡張のための公共施設の場所の確保が難しい状況にあり、区では以前、現在はマンションとなったなった NTT 敷地への公共施設集約など、民間の土地活用も含め検討してまいりました。
このような中、区ではこの間、三軒茶屋分庁舎への就労関係施設の移転集約により、産業部門との連携強化を図り、また、今後、キャロットタワーへの太子堂出張所の移転による再配置など効率的かつ効果的な施設配置に取り組んでいるところです。
令和 11 年度には、経済産業部の本庁舎への移転が予定されていることからその後の産業団体との連携強化や、将来を見据えた持続可能な行政運営に向け、限られた資源を有効活用する視点を踏まえながら、三軒茶屋駅周辺の公共施設の集約や賃貸物件の状況を含め、引き続き公共施設再編の検討を進めてまいります。
以上 5 点があらかじめ区長に確認した見解でございます。
次に保育待機児童の解消についてご答弁いたします。
令和 9 年 4 月開設の保育施設整備は 1 歳児 100 人以上の定員確保の目標に対して 77 名分にとどまっていることから、既存施設に対する要請を継続し、できる限りの定員確保を目指すとともに、令和 10 年 4 月の整備数に定員を上積みして進めてまいります。
さらに今後の最新の人口動向や、令和 9 年 4 月入園の申し込み状況を踏まえた需要量の再推計を行い、保育の定員に不足が見込まれる場合には、更なる定員確保の取り組みを早期に検討してまいります。
また議員ご指摘の認可外保育施設の空き情報等を含む保育入園に関する情報については、今年度新たに区のホームページを開設し、保護者への有用な情報を取りまとめたところです。
引き続き、ホームページの周知はもとより、総合支所とも連携してご案内するなど、必要な情報が必要な方に確実に届くよう周知方法の充実も図りながら、区民の皆さんが安心して子育てができる。
環境整備に取り組んでまいります。
次に終活支援センターを核とした体制作りについてです。
頼れる身寄りのない高齢者が入院や施設入所、死後の対応など、人生の最終段階に向けて抱える不安を払拭し地域で安心して暮らし続けられる環境作りは非常に重要と考えています。
終活支援センターでは、所得に関わらず、終活に関する総合相談に応じております。
この相談を契機として、お 1 人お 1 人の状況や課題を把握し、見守り等の必要な支援を提

供するとともに、必要な福祉制度や民間事業者を含めた関係機関に的確に繋いでまいります。
今後も終活支援センターと成年後見センター、安心健やかセンターの連携を核として、町会自治会や民生委員、警察消防医療機関、民間事業者などが、それぞれの強みを生かした役割分担のもと、身寄りのない高齢者を地域全体で支えるネットワークの体制作りを進めてまいります。
次にこっ公有地の活用についてです。
議員がお話ありました国公有地へにつきましては将来のまち作りを考える上で重要な土地であると認識しております。
区政 100 周年、さらにそ、その先を見据える中では、公共施設の更新やスポーツ文化等の行政需要を踏まえ、地域課題の解決にも資するよう、長期的な視点で活用のあり方を検討する必要があると考えています。
一方で、公共施設の更新や、多様化する区民ニーズへの対応など、多くの財政需要が認める見込まれる中では優先順位や将来世代への負担も考慮し、活用の必要性や効果、維持管理経費を含めた総合的な検討が必要であります。
二つの土地は土地を取り巻く条件が異なるため、行政需要や地域課題を踏まえ、各土地の特性に配慮した活用の考え方を取りまとめ土地所有者の動向を的確に把握しつつ、主体的に国および東京都との協議を進めてまいります。
以上です。
清水副区長まず、定住住み替え応援事業の検証について、あらかじめ確認した区長の見解について私からご答弁申し上げます。
ずっと世田谷定住住み替え応援事業は、住宅価格や家賃が高騰する中、子育て世帯等の区内に住み続ける選択に対し、エールを送るという事業目的のもと、今年度より実施しているものです。
これまでの制度利用者のアンケートの自由回答では、住民に直接還元されるため、非常に魅力的。
地元に貢献するために頑張りますなど、区の取り組みへの評価や、地域への愛着を示す声も寄せられております。
今後のアンケート結果も引き続き注視したいと考えております。
本事業は、6 月の申請受付開始から半年を経過しておらず、十分浸透していなかったこともあり、さらに実績と期間経過が必要となりますが、まずはアンケート結果なども含めた今年度の実施状況について第 1 回区議会定例会前にご報告してまいります。
その上で、来年度以降も事業を継続し、ずっと世田谷に込めた想いのもと、未来の担い手である子育て世帯等の区内に住み続ける選択を後押しし、地域への愛着や地域との繋がりを育みながら、活力ある地域社会の実現に繋げてまいります。
以上が区長の見解です。

続きまして、私から 3 点ご答弁申し上げます。
一点目は、猛暑猛暑への対応、猛暑へ対応するための全庁的な基本方針についてです。
昨今の猛暑による熱中症は、様々な活動において発生することから、区民の生命安全の確保に向けては、各所管が熱中症対策を正しく理解意識し、対策を講じることが重要です。
この観点から、昨年度、環境政策部において熱中症対策も含めた気候変動による適応策について、各所属の取り組みの調査を実施いたしました。
さらに、今年度は専門家のご協力のもと、熱中症は重症化させないことを基本とし、熱中症の知識の向上等の予防対策を確実に行うことが重要であるとの知見をいただいたことを踏まえ、全庁的な方針が必要であることを認識し、現在、検討作業を進めさせているところです。
今後、全庁で熱中症の危険性に対する認識を高め、各現場の実情に応じた適切な対策を講じていけるよう、ライカに向けて、保健所の専門的知見も踏まえながら、区として熱中症対策に一体的に取り組むための対応方針について検討を進めてまいります。
続きまして、せたがや Pay の第三者し、第三者によるシステム監査等の進捗状況と事業のあり方に係る検討について、2 点まとめてご答弁させていただきます。
せたがや Pay につきましては、ポイントが付与事案の検証委員会による最終報告に基づき、再発防止と運営体制の強化に取り組んでいるところです。
まず、短期的な取り組みとして、外部有識者を交えた運営改善検討会商店街振興組合連合会に設置し、年内を目途に、リスク管理体制の構築やインシデント発生時の対応手順システム事業者との契約の見直しといった現行体制の課題を洗い出しているところです。
並行して、11 月に商店街振興組合連合会が選定した外部事業者による監査、伴走支援業務を 12 月から実施し、令和 9 年 3 月までに実務の面から、現行体制の他改善を進めてまいります。
令和 9 年度以降においても、引き続き、第三者によるシステム監査を組み込むことを想定しております。
また、中長期的な取り組みとして、せたがや Pay 事業の持続可能な運営体制の再構築地域経済の基盤としての発展を念頭に法的妥当性、政策的必要性および事業効果性の観点から、せたがや Pay 事業のあり方について検討してまいります。
具体的には、専門人材の確保を含めた運営主体のあり方、役割分担を踏まえた事業スキームの変更、さらには委託事業者の再選定等の可能性も排除せず、令和 9 年度内に一定の方向性を得るべく、国において検討してまいります。
以上です。
知久教育長私からは、いじめ防止のいじめ防止に向けた体制作りと区長部局との連携について答弁させていただきます。
いじめが疑われる事案を学校が把握した場合は学校いじめ対策委員会で共有および事実確認を行い、区の基準に基づき、教育委員会へ報告しております。

条例の検討に当たっては、学校だけで事案を抱え込むことなく、被害児童の保護とケアを優先させ、必要な支援を継続できるよう、教育委員会が早期に関与する仕組みを整えるとともに、第三者委員会を教育委員会の附属機関として位置づけ、公平かつ中立的な調査検証の仕組みを整えてまいります。
今後は、被害児童生徒等のケアや支援とともに、指導の充実を図れるよう、スクールソーシャルワーカーの活用を強化してまいります。
さらに、条例に基づく施策や取り組みを子供若者部所管の有識者会議に諮り、より子供の安全の改善に資する取り組みを進めていく仕組みを検討するなど、教育と福祉が一体となり、子供への支援が途切れることのない子供の権利、最優先の取り組みを進めてまいります。
以上です。
そう DX 推進担当部長私からは、AI 時代の政治運営について 2 点ご答弁いたします。
まず、今回発生した不正アクセス事案の原因をどのように分析するかと委託先を含めた再発防止策についてです。
災害防犯情報メール配信サービス等の停止によりご不便、ご心配とご不便おかけし、お詫び申し上げます。
個別の原因や影響範囲については、事業者の調査結果をもとに確認中ですが、最近の傾向としては、多数の自治体等のシステム運用を受託し、膨大なデータを保有する外部事業者のサーバー等の脆弱性が狙われる事案が多いと認識しております。
区では、10 月に全庁的な緊急点検に着手し、委託先の契約上の対策やウェブサイトに使われるプログラミング言語 PHP の脆弱性への対応状況等を確認しており、今後も区の委託先や再委託先の利用サービスも含めて必要な改善を求め、異常の早期発見、事故のおそれの段階からの報告被害拡大防止を徹底し、再発防止に努めてまいります。
次に、AI の全庁的な活用をどのように進め、区民が利便性の向上を実感できる成果をいつまでに示していくのかについてです。
区では、情報セキュリティを確保した AI 活用に向け、仮称世田谷区、生成 AI 利用ガイドラインの策定を進めており、同ガイドラインでは、久賀構築、または承認した AI 環境を、職員が利用することや、職員による出力結果の確認、委託先がこの日公開情報を生成 AI で利用する際の事前承認の必須化等について定める予定です。
今後は、来年 1 月を目途に、職員向けの生成 AI 利用基準を定め、庁内に周知徹底した上で、今年度中のガイドライン策定を予定しております。
職員の AI 利活用推進を通して、生産性向上や働き方の改善を図り、新たに生まれた時間を、区民応対や支援等の充実に課すなど、区民サービスおよびホスピタリティの向上に繋げてまいります。
私からは以上です。
加賀谷危機管理部長災害時協力協定に関しまして、2 点ご答弁いたしますまず初めに既存の災害時協力協定の実効性の担保についてでございますご指摘の防災庁が区市町村宛てに発

出しました。
事前防災徹底のための緊急要請においては、災害協定災害協定の締結および実効性の確保が求められております区におきましては以前から災害発生時に協定が有効に機能し、より実効性の高いものとなるよう、年に 1 回各協定担当所管が協定締結先と協定内容の見直しの必要性や、連絡体制等について確認を行っております発災時には状況に応じまして、各協定担当所管が協定内容に基づく支援要請を行うことになることとなりますが、円滑な支援の実施に向けましては訓練が必要な場合もあることから、緊急医療救護所訓練や物資配送訓練などの実施により協定の実効性を高めてまいります。
次に緊急要請を受けました新たな協定の必要について必要性についてでございます防災庁からの緊急要請では、避難生活環境の抜本的な改善が求められております区では今年度、避難生活を持続可能も可能なものとするため、物流事業者や燃料供給事業者との協定を新たに締結するなどの取り組みを進めており、避難生活環境の改善に向けましては、他自治体や民間事業者との更なる連携が必要であると認識をしております今後も既存の災害時協力協定では対応が十分でない分野や空単独ではリソースの確保が困難な分野などにつきまして幅広い視点で協定の新規締結や内容の充実を図ってまいります。
以上です。
大和保健福祉政策部長私からは、順次 2 点ご答弁いたします。
最初に避難行動要支援者の計画策定についてです。
区では配慮を要する方のうち、要介護 4 または 5 に相当する方や身体障害者手帳 1 級で指定の障害種別を有する方など、安否確認や避難行動要支援を優先的に行うべき方を避難行動要支援者として定めております。
毎年度、新たに避難行動の支援が必要となった方および前年までの未回答の方に対して、郵送により調査票を発送し、概ね 3 ヶ月をかけて計画の策定を行います。
さらに、返信のない方に対しては、居宅介護支援事業所等の訪問調査により、計画策定に繋げる取り組みを実施しております。
今後も目標達成に向け、様々な手法を用い、継続的に取り組んでまいります。
次に、終活支援センターについてご答弁いたします。
終活支援センター開設後 3 ヶ月間の相談件数は延べ 755 件となっております。
相談内容は、エンディングノートが約 4 割、高齢者終身サポート事業が約 3 割終活全般に関するご相談が約 2 割を占めております。
こうした状況から終活に対する区民の関心は高く、終活サポート事業の利用に限らず、元気なうちから将来への備えについて相談できる窓口が求められていたものと認識しております。
また、園の都築についても既に 10 件の申し込みを受けており、単身高齢者を中心に就活支援へのニーズが高いものと受け手を受け止めております。
私からは以上です。

五十嵐経済産業部長私からは猛暑への主な備えとしての屋外で働く方への支援の拡充についてご答弁いたします。
昨今の夏の猛暑は一過性のものではなく特に屋外で働く方にとってその対策は喫緊かつ重要な課題であると認識しております。
区では屋外労働が多い建設業への支援に向け今年度より暑熱対策物品の購入補助を実施しており現時点で多数の利用実績がございますこうした中この制度をさらに活用いただき事業者の暑熱対策が促進されるよう、現在補助対象物品の拡大など制度の充実に向けた検討を進めているところです今後も事業者のニーズを確認しながら対策を後押しし、安全で円滑な事業活動の実現に努めてまいります。
以上でございます。
佐藤都市整備政策部長私からは若い世代の住まいの確保策についてご答弁いたします。
子育て若者夫婦世帯が区内に住み続けるためには、住宅取得や住家への支援に加え、家族構成やライフステージに応じた住まいの選択肢を広げていくことが重要と考えております。
このため、区では比較的家賃水準が抑えられる既存建物を活用し、子育て世帯向け賃貸住宅の供給促進する助成事業の検討を進め、初年度は 20 件の助成を目標とし、以降には有給社宅の転用等への活用も見込んでおります。
本事業については、今後とも建物所有者や事業者等の人数、不動産市場の動向把握し、事業規模を適切に設定してまいります。
また、都のフォルダブル住宅については、現時点で区内の供給は JKK と、住宅の 3 戸にとどまっており、十分な供給戸数の確保、引き続き要望してまいります。
あわせて本来の低廉な家賃での住宅供給についても追及してまいります。
以上でございます。
向山世田谷保健所長私からはまず、民泊の平日営業に関しますこの見解についてお答えを申し上げます平日営業の承認取り消しの要件については近隣住民への周知と理解家主の居住実態近隣からの苦情の有無、区が主催いたします研修会への参加実績等を想定しており総裁は規則で定める予定です。
また住宅宿泊事業、旅館業に関する相談窓口では、区民の苦情も受け付けて、迅速な現場確認や是正指導に繋げてまいります。
法律違反や条例への違反についてその事実を把握した場合には、まず事業者に対して行政指導を行い、是正を促し、改善報告と御確認を実施いたします。
繰り返しの指導に応じない場合には、法に基づく命令を発出するとともに、条例で定める違反事業者名の公表を行うなどして厳格な対応をしてまいります。
次に慢性心不全に関しての御見解をお答え申し上げます。
慢性心不全は、高齢化に伴って罹患者数の増加が見込まれ増悪期には入退院を繰り返し、生活の質に影響を及ぼす場合がございます発症および重症化の予防には、予防は、区民の御健康寿命の延伸を図る上で重要な健康課題であると認識をしています。

予防には、循環器疾患の専門医とかかりつけ医等の連携による継続的な治療や感染予防等が重要であり、再入院予防の多職種連携プログラム等が本年 6 月の診療報酬改定で新たに評価されたことなどは雲を注視をしてまいりました。
今後は地区医師会や健康作り推進委員会などのご意見を伺いながら、区民への効果的な啓発など慢性心不全の予防対策に取り組んでまいります。
次に心不全リスク耐震の導入に関しての多くの見解でございます。
心不全リスク検診は自覚症状が乏しい段階でリスクを把握して、生活習慣の改善や早期受診に繋げる取り組みとして、一定の人があるものと考えております。
一方、実施に当たっては、対象者の選定、検査方法や専門医の紹介、逆紹介等の判定基準の医学的妥当性、標準化、費用対効果、検査後の相談診療体制など整理すべき課題が多々ございますこのため、今後、区は、両地区医師会等と協議を行い、あわせて国や都の動向や他自治体の先行事例等に関して研究を重ねてまいります。
私からは以上です。
松本子供若者部長私からは 2 点ご答弁いたします初めに、在宅子育て家庭への直接的な経済支援についてです。
保育所は児童福祉法に基づく施設であることから保育を必要とする方が保育施設を利用できるよう、区は待機児童対策に最優先で進めているところです。
一方で子育ての効率化が課題となる中、区は、在宅で子育てをする家庭に対し直接的な経済支援ではなく、身近な地域で人や支援に繋がりながら子育て世帯が孤立することのない施策の充実に注力すべきであると考えております。
区としましては全ての子育て家庭が地域の中で安心して子育てできるよう、お出かけひろばやほっとステイの整備拡充一時預かり事業の利用料無償化、世田谷版の湯原を通じた相談支援の強化など、地域における子育て支援の充実により一層取り組んでまいります。
次に、日本版 DBS 導入に伴う民間事業者の認定取得への支援と周知についてです。
こども性暴力防止法に基づき、従事者の犯罪事実確認等に取り組む認定事業認定対象事業者には、学童クラブや認可外保育施設等の児童福祉関係事業者の他、学習塾やスポーツクラブ等の民間教育事業者も含まれるなど、多岐にわたっており、支援や周知が課題です。
この間、児童福祉関係事業者に対し、法施行に関する情報、久賀随時提供するとともに、施設等の状況に応じて認定取得の意向確認や研修の機会を設けるなど対応を進めてまいります進めております。
一方で、例えば学習塾は、経済産業省の関与のもと、全国学習塾協会が現場に即した研修教材を会員向けに提供するなど各民間教育事業者は、業界団体とも連携しながら対応を進めているところです。
区は法施行に向け、区報や SNS 等により、制度の周知を広く区民に周知し、幅広い民間教育事業者の認定取得を呼びかけ、子供が安心して過ごせる環境作りを進めてまいります。
以上です。

山田学校教育部長私からは、子供の安全安心で SNS を通じたいじめや被害の対策をいつまでにどの学年から始めるかについてご答弁いたします。
教育委員会では、小学校 6 年生および中学校 1 年生を対象としたネットリテラシー醸成講座や保護者への啓発を通じて、インターネットや SNS の適切な利用に関する理解促進に取り組んでまいりました。
来年度からは、子供たちが必要なリテラシーを確実に身につけるためにも、これをデジタル支援シップ醸成講座へ発展させ、全ての区立小中学校の全学年で実施してまいります。
また、SNS を通じたいじめの対応につきましては匿名性や拡散性が高く、学校が把握しにくいといった特性も踏まえ、文部科学省の問題行動等調査や区で実施をしている個別アンケート学習用端末の子供 SNS 相談フォーム等を活用した実態把握とともに、未然防止と早期発見の取り組みを充実させ、子供の安全で安心な環境の確保に努めてまいります。
以上でございます。
須藤総務部長私からは日本版 DBS の導入に伴います対象者の確認を確実着実かつ継続的に行う管理体制についてご答弁申し上げます。
子供たちを性暴力から守り、安全安心な環境を確保することは、区が果たすべき重要な役割で重要な責務であると認識してございます。
現在くれば、国の定めるガイドラインに従い全庁横断的に性犯罪利益の性犯罪歴の確認を行う対象色を整理を行うなど、適切に制度を運用できるよう、法施行に向けた準備を進めております。
一方で先般、こども政策担当大臣が性犯罪歴を把握するシステムに脆弱性、脆弱性が見つかったということを、があったためシステムの運用開始を見送ると発表されております 12 月初めに公表される当面の代替方策を踏まえ、適切な運用について着実に進めてまいります。
私からは以上です。
渡辺スポーツ推進部長、私からは誰 1 人取り残さないスポーツにの推進としての e スポーツについて 2 点それから大蔵運動場の再整備について 1 点ご質問いただきましたので順次ご答弁申し上げます。
初めに、スポーツ実施率の向上に向け、運動が苦手な子供、外出が難しい高齢者、障害のある方を次期スポーツ推進計画でどのように迎え入れるかについてでございます。
区のスポーツ実施率では 10 代から 20 代の男性、30 代から 40 代の女性。
また高齢者障害者において平均よりも低い傾向にあることから、世田谷区スポーツ振興財団では、女性を対象にしたフィットネス教室や高齢者向けのピラティス体験障害の有無を問わず参加できるユニバーサルスポーツイベントを開催し、参加を促す取り組みを進めているところでございます。
来年度、スポーツ推進計画の中間見直しに着手いたしますので、お話の運動が苦手な子供や高齢者、障害のある方が、体を動かしながら楽しめる e スポーツやバーチャルスポーツなどのデジタルコンテンツを活用するなど、実施率の向上に繋がるような取り組みを検討して

まいります。
次に所管を超えた窓口を明確にし、民間事業者の力を借りながら、具体的な目標を定め、参加交流の場を創出すべきではないかについてでございます。
e スポーツはデジタルゲームを活用した競技として近年各地でイベントや大会が開催されており、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず誰もが楽しめることや、インターネットを通じて世界中の人々が参加交流できる特性を有してございます。
また競技性の有無に関わらず、地域コミュニティ形成や世代間交流、産業観光の活性化、高齢者や障害者、子供若者政策など様々な分野での活用が見込まれます。
令和 10 年度のスポーツ推進計画の中間見直しにおきましては、e スポーツの位置づけや期待される効果などを整理するとともに、e スポーツを活用した行政課題の解決や交流の場の創出について、各部が主体的に取り組めるよう検討し、町内に示してまいります。
最後に、総合運動場体育館の全面改築と両公園の敷地全体での再発注を基本に、再整備ビジョンを見直す考えはないのか、基本構想をいつ示すのかについてご答弁申し上げます。
大蔵運動公園、大蔵第 2 運動公園再整備ビジョン素案において総合運動場体育館は構造躯体の健全性に問題がないという長寿命化調査の結果が出たことから、世田谷区公共施設等総合管理計画の改築または長寿命化の判断基準に基づき、改築ではなく、中長期保全改修を行うという方針を策定したところでございます。
体育館以外の施設につきましても、各施設の更新時期がそれぞれ異なることを踏まえ、区民の利便性やサービスの向上に資するよう、よう公園全体の再配置や機能の拡充、集約化を見据えたビジョンの検討を進めてまいります。
具体的なリノベーションや再配置等の内容は、令和 10 年度に予定している基本構想の策定に向けて検討を進めてまいりますが現在の技術を取り入れながら、93 万人の区民を支える拠点にふさわしい施設として多くの区民に親しまれるよう、機能の充実を図ってまいります。
以上でございます。
杉中障害福祉部長私からは 2 点ご答弁いたします。
まず、移動支援事業の処遇改善も含めた見直しについてです。
移動支援事業は、移動困難な障害者の方が地域で自立した生活を営むための重要な事業であり、安定的なサービス提供を継続するためには、その担い手であるヘルパーの確保は喫緊の課題であると認識しています。
区では現在、当事者団体移動支援事業者等の関係者に対して当事業の見直しに関するヒアリングを行い、課題の整理に取り組んでいるところです。
今後、ヒアリングの結果や他区の実施状況等を踏まえ、当事者と事業者双方にとってより利便性の高いサービス提供を実現するため、処遇改善も含めた当事業の見直しの検討を行い、必要なシステム改修を経て、令和 10 年度の実施を目指してまいります。
次に、障害者施設整備における補助制度の拡充についてです。

上用賀 6 丁目のふじみ荘跡地を活用した障害者施設整備において、開設延期に伴う建設費高騰や金利上昇により、事業者負担が大幅に増加しており、整備計画や、将来的な施設運営に影響が生じかねないと受け止めています。
今般、障害者施設整備等に係る基本方針の見直しを行う中で、生活介護および重度障害者向けグループホームは依然として需要が見込まれていることから、施設整備に係る事業者負担の軽減を図り、施設整備を着実に進めることで、障害のある方が利用しやすい家賃水準の確保にも繋がるものと考えています。
今後の好位置活用の公募も含め、施設整備に係る区独自の補助制度について、建設費、金利上昇対策等事業者負担の軽減に繋がる支援の拡充に向けて検討してまいります。
以上です。
田村財務部長私からは入札制度について総合評価方式の本格実施の効果と課題をどのように捉えているのか、災害時協定に基づく防災活動など地域に貢献する区内事業者を適切に評価する仕組み、仕組みをいつから導入し、区内事業者の受注機会をどうどのように広げるか。
とのご質問にお答えいたします。
建設工事総合評価方式につきましては過度な低入札を抑制するなど、ダンピング受注の防止や品質確保の面において一定の効果が表れているものと認識しておりますが、一方で近年は入札不調や 1 者応札の増加が見られるなど、参加事業者の確保が課題となっております。
このため区では地域社会を支える事業者が適切な評価を受ける機会の拡充を図る観点から、地域防災活動への参加や、災害時における被災地支援活動などになどに新たな評価項目として加えることとし、令和 9 年、来年 2 月に報告する案件から適用する予定です。
引き続き、区内事業者の参入促進や、受注機会の確保に向けて競争性とのバランスを図りながら、適切な制度運用に努めてまいります。
私からは以上です。
青木施設営繕担当部長私からは、入札制度について、実勢価格に見合った予定価格をどのように設定していくのかとのご質問にお答えいたします。
入札不調の要因の一つに、予定価格と事業者が算定する工事費に乖離があることは区におきましても、事業者ヒアリングにおいて把握してきたところでございます。
区ではこれまで、予定価格の算定にあたり、最新の東京都標準単価の適用や、見積価格の採用、また建物を使用しながらの工事や小規模工事の場合には標準単価を補正するなど、施行状況条件に即した積算となるよう、必要な措置を講じてまいりました。
引き続き、区内外の事業者との対話を通じて、現場実態の把握にも努めながら、事業者が考える施工条件との認識の差を縮め適切な予定価格を算定することで、入札不調の抑制に取り組んでまいります。
私からは以上です。

河野俊弘議員 2 点再質問させてください。
e スポーツについてですけれども先ほどの今の答弁ではどの部が責任を持って受け止めるのかというところがはっきりしなかったと思います。
米スポーツはスポーツ生涯学習高齢者福祉、産業振興といくつもの部にまたがるだからこそ取り組みたいと思える区民や企業団体地域の方々がどこに相談すればいいのか迷ってしまう部位ごとに取り組むだけではなく．増えるだけではませんが、線が繋がりません。
多数来院の方が同じ画面を見ながら笑い合うそうした障害のある方が同じ条件で出てくると競い合う。
そうした新しい繋がりの目を、相談先がわからないままでは積んでしまってはいけないというふうにも思っておりますどの部が窓口を担うのか、いつまでに決めるのか、改めて伺います。
もう一点、定住住み替え応援事業についてです。
壇上で申し上げた数字を裏返せば、応援金が増す前の選びを動かした可能性があるのは、多くを見ても低中応援で 4 人に 1 人、澄川園で 5 人に 1 人にも届きません残りの方にとっては住まいの大枝美を変えるものではなかったということであると思います。
同じ予算であれば家賃の重さに悩む若い世代や子供が生まれて説明になった家庭にもっと確かな形で届く形組み替えることもできると思っております数字は既に出ています来年度予算案を示す前に検証の結果を議会に報告するのか、そしてどの数字が出れば見直すのか。改めて伺います。
清水副区長河野議員から再質問いただきました定住住み替え応援事業の検証を議会に報告するのか来年度の継続を決めるのかどの数字が出れば見直すのか本件について私からご答弁申し上げます。
先ほどご答弁いたしました通り、ずっと世田谷定住住み替え応援事業は、子育て世帯等の区内に住み続ける選択に対し、エールを込めて実施しているものです。
区内に 1 年または 5 年以上お住まいになった方がライフステージの変化に伴う転居に際し、引き続き、世田谷区を選択するという判断においては子育てに係る住環境こそ重視されるものと認識しております。
そこに区が強いメッセージを込めた応援を届け、子育て世帯等の区内に住み続ける選択をさらに後押しするという事業の趣旨を踏まえながら、今後の交付実績やアンケート結果等を注視してまいりたいと考えております。
以上です。
渡辺スポーツ推進部長はい再質問にご答弁申し上げます。
先ほどご答弁申し上げましたが令和 10 年度のスポーツ推進計画の中間見直しの中で、具体的には e スポーツにおける競技性や身体運動性などにより分類整理し、期待される効果について各部が主体的に取り組むこと取り組むことができるよう、体系的に盛り込む予定としており、現在その検討を進めているところでございます。

e スポーツは種類が多岐にわたりスポーツ推進計画における身体を動かす、いわゆるスポーツへの入口となるものがあるものの、デジタルゲームとしての要素が強いものについては位置づけが異なるものとも考えてございます。
一方で、様々な行政課題の解決に資するツールコンテンツになるものと認識してございますそのためいうような事業事業者や団体等のアイディア、あるいは取り組みに対しまして、各部が連携しやすくなるよう、スポーツ推進部が窓口となって庁内の情報の発信を行い、繋いでまいります以上でございます。
河野俊弘議員本日の全体の答弁でもあの前に進む答えがあった一方でいつまでに何をどれだけ行うのか示されなかった方にも多く残ったと思います。
区長の招集挨拶でも、区政運営に全力を尽くすと述べられましたけれどもしかしその挨拶に来年度予算の編成の考え方も物価高に苦しむ区民の暮らしの手当も再び増えた。
待機児童の対応へも語られることがありませんでした。
区政の評価を打ち出された事業の数ではなく、区民の暮らしがどう変わったかで決まっていると思います。
冒頭で申し上げた懸念は本日の答弁においても抜かれることがなかったです。
区長の任期は来年 4 月までです。
来年度予算は今の人気で区長が変性する最後の予算となります。
全力を尽くすと言われるのであれば本日示されなかった。
いつまでにどれだけその予算の中で数字で示していただきたいと思います。
私達は来年の予算特別委員会でその一つ一つを厳しく求めていきたいと思います。
6 年後の区制 100 周年を区大倉の体育館は築 66 年で迎えることになります。
それでは次の世代に胸を張ることができるとおもいますでしょうか。
本日取り上げた課題の向こうには 1 人 1 人の区民の顔があります。
幼い子家の中で向き合い 1 人で悩みを抱えるお母さんお父さん保護者の方々、身寄りがなく、入院の手続きに不安を抱える高齢の方、そして物価高の中の例を守り続けている商店の皆さん、その一つ一つの声に言葉ではなく結果で応える。
それが政治の責任でありますこのままのクセの延長線上に従い次の 100 年を委ねることはできません。
私達自由民主党世田谷区議団は、区政への転換に向けて責任ある対応を済まし、区民の皆さんとともに新しいスタッフへの道筋を描いていきます。
1 人 1 人の暮らしに寄り添い、誰もが安心して暮らしに夢と希望を持てる佐賀を築くその決意を申し上げ、自由民主党世田谷区議団の代表質問を終わります。
以上で河野俊宏議員の質問は終わりました。
ここでしばらく休憩いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

代表質問を続けます。
公明を代表して、33 番いたいひとし議員
議長 33 番いたいひとし議員
物価高が続き、区民の暮らしと将来への不安は一層深刻さを増しています。
今こそ政治には 1 人 1 人の声に真摯に耳を傾け、その切実な思いを受け止め、不安を希望に変える具体的な政策と実行力が求められています。
公明党は、大衆とともにの原点に立ち、どこまでも生活者に寄り添い、誰もが明日への希望を持てる疑いを目指し、結果を出す政治を貫いてまいります。
その決意を込め、公明党世田谷区議団を代表して質問いたします。
初めに、物価高騰から区民生活と地域経済を守る支援策についてです。
長引く物価高騰により、食料品や光熱費に加え、制服代や体操着、学用品など、子育て世帯の家計負担も深刻です。
また、燃料価格の高騰は、区内の中小事業者や車両の使用が不可欠な公的サービスを担う事業者の経営にも大きな影響を及ぼしています。
こうした中、国は今月 13 日、物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金をに充てるため、予備費 1300 億の使用を決定いたしました。
これは自治体が地域の事情に応じて区民や事業者を支援するための財源であり、世田谷区にも 1 億円以上の交付が見込まれていると聞いています。
我が党はこの交付金を最大限活用し、区民の家計負担を軽減するとともに、地域経済と国民生活を支える事業者を守るため、区独自の支援策を積極的に講じるべきと考えます。
そこで 2 点伺います。
第一、二世代ペイのポイント還元事業の継続的な実施についてです。
背中ペイのポイント還元事業は、区民の家計を支えるとともに、区内商店や中小事業所の消費喚起にも繋がる有効な政策です。
特に入学進学を控え、制服や学用品などの支出が集中する年度末を重点支援機関と位置づけ、ポイント還元率 20%のキャンペーンを実施すべきです。
さらに地域的な支援に終わらせず、毎年度の当初予算に財源を計上し、継続的な生活支援策として位置づけ位置付けるべきです。
見解を伺います。
第 2 副ない事業者への独自の燃料費支援についてです。
ガソリンや軽油などの高騰が車両の使用が不可欠な事業者の経営を圧迫し、事業継続にも影響を及ぼしています。
特に防災協定締結団体や介護福祉、清掃リサイクルなどの区内事業者は、区民生活や地域の安全安心を支える重要な役割を担っています。
こうした事業所の経営が圧迫されれば、災害時の対応や、区民生活に不可欠なサービスの維持に支障をきたしかねません。

そこで、国や東京都の支援だけでは十分に補えない。
燃料費負担を踏まえ、こうした事業書類における車両の使用状況や事業の公益性を考慮し、区独自の燃料費補助制度を創設すべきと考えます。
見解を伺います。
次に学校改築に伴う教育環境の維持と仮設校舎の整備についてです。
学校改築においては、建設費や工期の縮減も重要ですが、何よりも、後期工事期間中の子供たちの安全と教育環境を守ることが優先されなければなりません。
令和 7 年 6 月に改定された学校改築ガイドラインでは、原則として、仮設校舎を設けない計画を検討するとしています。
しかし学校によっては敷地の広さや校舎の配置は異なり、仮設校舎を設けたことで、工程や特別教室の利用が制限されるなど、教育環境に大きな影響が生じる場合もあります。
仮設校舎を設けないことを前提するのではなく、学校ごとの条件に応じて、子供たちの教育環境を最も確保できる改築方針方式を選択すべきです。
そこで 2 点伺います。
第 1 に仮設校舎の設置に係る判断基準についてです。
仮設校舎を設けるか否かは、校庭の利用可能面積や特別教室の確保、安全な動線など、工事期間中の教育活動への影響を具体的に比較した上で判断すべきです。
さらに工期や費用も含め、学校ごとの条件を共通の尺度で評価できる。
判断基準を設ける必要があります。
今後の学校改築において教育環境への影響を適切に評価し、仮設校舎の設置の有無や設置場所を判断できる明確な基準を策定すべきです。
今後の改築校の選定に間に合うよう、基準を策定する考えがあるのか、見解を伺います。
第 2 上岡の国有地を活用した共同利用型仮設校舎の整備についてです。
例えば世田谷小学校のように日、敷地が狭く、校庭に仮設校舎を設置すると、教育環境への影響が大きくなる学校では、敷地内での対応には限界があります。
このような学校の改築に備え、旧国立医薬品食品衛生研究所跡地などの国有地を活用し、複数の学校が改築時期に応じて順次利用できる共同利用型仮設校舎を整備すべきです。
そのためにも、土地の確保や建設維持管理費、児童生徒の移動負担などを含め、費用対効果を具体的に検証すべきと考えます。
見解を伺います。
次に、保育待機児の解消に向けた抜本的対策についてです。
本年 4 月の待機児童数は 166 人で、そのうち 1 歳児が 148 人と大半を占めています。
また保育の申込者数も前年より 547 人増加し、過去最大となりました。
来年 4 月入園の申し込みは今月 10 日に締め切られました。
保護者は希望する保育園に入れるのか、予定通り仕事に復帰できるのか不安を抱えながら選考結果を待っています。

こうした保護者の不安に応え、待機児童の解消に向けた強い決意と具体的な実行が求められます。
そこで3点伺います。
第1に、来年4月の待機児童解消の見通しについてです。
では令和9年4月に向け、1歳児の受け入れ枠を100人以上拡充する予定でしたが、しかし示された整備計画では77人にとどまっています。
この計画で 1 歳児を中心とする待機児童を解消できると考えているのか、見通しを伺います。
第2に保育の受け皿を確保するための抜本的な対策についてです。
地下や賃料の好投物件不足、保育士不足など、民間だけでは設置施設整備は難しい状況にあります。
こうした状況を打開するため、全庁挙げ、公有地の活用を進めるとともに、公園や、こういう施設への併設閉した幼稚園や民間の空き空き物件の活用などあらゆる手法を講じるべきです。
また、東京都の借地料補助や保育士の宿舎借り上げ支援、運営費補助なども最大限活用し、事業者の参入を促すべきです。
待機児童解消は待ったなしです。
全庁を挙げた対応を求めます。
第3に私立幼稚園の2歳児保育を活用した受け皿の拡大についてです。
認可保育所の新設に加え、既存施設を活用した受け皿の拡大も必要です。
東京都は今年度から 2 歳児を一時、一定時間受け入れる私立幼稚園への補助制度を開始しています。
区としても保育需要に対応するため、独自の上乗せを行い、保育従事者の確保や休職延長保育長期休業中の保育などを支援し、週 5 日、保育園に近い時間帯での受け入れ拡大が必要です。
まずは区内の私立幼稚園の受け入れ移行や課題を早急に調査し、協力可能な園から定員拡大に繋がるべきです。
見解を伺います。
次に火葬場の小規模施設の配置についてです。
火葬場は誰もが人生の最期に関わる公共性の高い社会インフラです。
しかし東京23区では、民間事業者が運営する施設が多く、近年燃料費や人件費の高騰を背景に、火葬料の値上げが相次ぎ、遺族の経済的負担が増しています。
東京都内の年間死亡者数は2024年の約14万人から2065年には約20万人に達すると予測され総需要の増加による受け入れ能力の不足や火葬までの待ち時間の長期化が懸念されます。
区民が安心して最期を迎え、遺族が過度な負担を強いられないよう安定した火葬体制を確

立することは行政の重要な責務です。
東京都では、火葬場に係る検討会が設置され、火葬能力の確保に向けた方策が議論されています。
また 10 月の特別区長会では、火葬場の新設に向け、複数の小規模施設を 23 区に分散配置する案を軸に検討する方針が示されました。
火葬場に係る調査を実施した区の報告書が今月の委員会で示されました。
調査では、既存施設へのユニット型火葬炉の設置や小規模火葬場の整備などが示されています。
しかし、これを可能性の整備にとどめず、区が主体的に整備する方向性を示すべきです。
そこで 2 点伺います。
第一、二区の基本的な考え方と東京都特別区庁への具体的な提案についてです。
今回の調査結果を踏まえれば、将来の火葬需要の増加や区民の経済的負担を見据え、区内に火葬場を確保することは避けて通れない課題です。
区は東京都や特別区長会の検討に委ねるのではなく、23 区における小規模火葬施設の分散配置を積極的に提案するとともに、区内室設備に向けた候補地の調査や、実現可能の検証など、具体的な行動に着手すべきです。
見解を伺います。
第 2 に具体的な整備方針と今後の検討工程についてです。
既存施設への火葬炉の増設や活用、新たな小規模火葬場の整備など複数の方式について、建設費、運営主体、維持管理費、周辺住民への対応、将来の施設更新や撤去まで含めて比較検討し、区として整備方針を取りまとめるべきです。
また、候補地についても、公共施設や公有地の活用など、幅広い視点から調査を進める必要があります。
東京都の結果、調査検討結果が来年 3 月に示される予定ですが、それを待つだけでなく、区として先行指定候補地や整備手法の検討を進める必要があります。
見解を伺います。
次に、学校および公共施設のトイレ環境の整備についてです。
公共施設のトイレは誰もが利用する生活に欠かせない。
設備であります。
上に高齢者や障害のある方、子供や子育て世帯など、誰もが安心して利用できるよう、洋式化や温水洗浄便座バリアフリー化の整備を進める必要があります。
区立中学校では、令和 5 年 9 月時点で、洋式便器が 75.7%和式便器が 24.3%と約 4 分の 1 が和式のまま残っており、令和 8 年度までに洋式化率 80%を目標としています。
一方学校以外の公共施設 179 ヶ所ちょ対象として、調査では、洋式化率は男子女子ともに 91.7%供用 94%である一方洗浄便座の設置率は男子 39.3%、女子 36.4%教養 54%にとどまっています。

またぶりやバリアフリートイレの洗浄便座接地率も 76%となっています。
このように様式が進む一方で、温水洗浄便座などの設備には課題が残っています。
トイレ環境の整備は単なる利便性の向上ではなく、誰もが尊厳を持って安心して移動できる環境を整えるための重要な施策です。
そこで 3 点伺います。
第 1 に、区有施設のトイレ整備の現状認識についてです。
今回の調査では、施設の種類によって、洋式化や温水洗浄便座の整備状況に差が見られました。
区はこの調査結果をどのように評価し、施設ごとの課題をどのように認識しているのか伺います。
第 2 に公共施設のトイレ整備目標と独自基準の策定についてです。
学校施設だけでなく、公共施設についても、洋式化率の数値目標と整備完了時期を明確に設定すべきです。
また、利用者の特性や施設の用途、災害時の避難所としての役割を踏まえ、洋式化、温水洗浄便座手すりバリアフリー化、清掃維持管理費などを盛り込んだ、世田谷区独自の公共トイレ整備基準を策定すべきです。
さらにこの基準に基づき、施設ごとの優先順位と整備期限を明確にした全体計画を策定し、整備を進めるべきであります。
見解を伺います。
第 3 に温水洗浄便座の標準整備についてです。
温水洗浄便座は、衛生面や快適性だけでなく、高齢者や障害のある方、体調に不安のある方にとっても重要な設備です。
新築せ、新築施設では標準仕様として設置を進める方針ですが、既存施設についても、原則設置する方向に転換し、計画的に整備を進めるべきです。
見解を伺います。
次に健康長寿の延伸と予防医療の推進に向けた健康ポイント制度の一元化についてです。
人生 100 年時代を迎え、誰もが住み慣れた地域で健康で自立した生活を送るためには、日頃から健康作りに取り組み、生活習慣病やフレイル要介護状態を予防できることが重要です。
現在して高い区では、世田谷やシニアボランティアポイント事業、国民健康保険、健康ポイント事業、せたがやデジタルポイントラリーなど複数のポイント事業を実施しています。
しかし、それぞれ対象の参加者浅井翔哉参加方法、ポイントの付与、交換方法が異なるため、区民にとってわかりにくく、年齢や健康保険の種類によって参加できる事業も限られています。
こうした制度を横断的に連携させ、幅広い区民が参加できる総合的な健康、健康ポイント制度へ発展させる必要があります。

多摩市では、健康ポイント事業たルンルンを実施し、ウォーキングや健診などでなく、体重、食事の記録、健康イベントの参加など幅広い健康コードをポイント付与の対象としています。
さらに令和8年度から一定の健康ポイント獲得により、東京ポイントを1000ポイントや既往日協賛店の優待を受けられる。
東京アップ＋との連携も始まりました世田谷区でもこうした先行事例を参考に、検診の受診、運動野や運動や日々の健康管理、禁煙フレイル予防、地域ボランティアなど、健康の維持増進に繋がる幅広い活動をポイント付与の対象とすべきです。
特に健診の受診を促すことは、疾病の早期発見と予防医療の推進に繋がります。
そこで2点伺います。
第1にポイント制度の一元化と東京との連携についてです。
ポイントの獲得管理交換の仕組みを一元化し、年齢や健康保険の種類を問わず、現役世代からシニア世代まで参加できる制度へ拡充するとともに、東京都の健康あっ＋もう連携し、都の特定を活用できる仕組みを構築すべきです。
見解を伺います。
第2に、既存のデジタル基盤を活用した健康作りの促進についてです。
制度の実効性を高めるには62万ダウンロードを超える世田谷Payなどのデジタル基盤を活用し、健康作りへの参加促進と地域経済の活性化を図るべきです。
見解を伺います。
次に、世田谷ベーシックサービスについてです。
公明党が掲げるベーシックサービスと誰もが経済的な事情に左右されず生きていく上で必要不可欠な公的サービスを必要なときに安心して利用できる社会を目指す考え方です。
我が党はこの理念のもと、子供医療費や学校給食の無償化など、区民生活に寄り添った政策を推進してまいりました。
今後は、子供や子育て世帯への支援にとどまらず、若者から高齢者まであらゆる世代の暮らしを支える政策へと発展させなければなりません。
そこで、誰もが安心して学び働き健康に暮らし続けられる世田谷版ベーシックサービスの具体化に向けて3点提案いたします。
第1に、若者の奨学金返済支援についてです。
奨学金を利用した他者が卒業後も返済を続けることは住宅費や生活費の負担と重なり、結婚や子育てなどを将来の人生設計に影響を及ぼします。
若者が安心して社会人としての一歩を踏み出せ生み出し将来の生活設計を開けるよう、奨学金の返済負担を軽減する仕組みが重要です。
北区では若者の経済的負担の軽減と、区内定住を目的に、5年間で約5年間で最大100万円を支援しています。
坂世田谷区でも期間限定した奨学金返済支援制度を創設し、若者の経済的自立と将来への

挑戦を後押しすべきです。
見解を伺います。
第 2 にせたがや学生パスの創設についてです。
区内には青少年交流センターなど、若者が交流し、学び、活動できる施設があります。
しかし、地域的な偏りがあり、居住地域によって交通費や移動時間に差が生じます。
家庭の経済的状況や居住地域によって交流や体験の機会が左右されされるべきではありません。
そこで府内在住の中高生大学生を対象に、青少年施設などの利用に伴う交通費を支援する学生パスの創設を提案します。
施設量に応じて、せたがや Pay のポイント付与の方法も含め、実は 6 課デジタルを活用した交通費支援制度を創設すべきです。
見解を伺います。
第 3 次高齢者の健康寿命の延伸を支える新たな給付制度の創設についてです。
高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けるには、介護が必要になる前から、健康作りや介護予防に取り組める環境が欠かせません。
そのためには運動習慣や生活、社会参加、地域活動を促し、健康作りを継続できる仕組みを構築する必要があります。
そこで、一定年齢以上で介護保険を利用していない高齢者を対象に、健康作りや地域活動を応援する元気で世田谷給付金制度の創設を提言します。
岐阜にはマイナンバーカードを活用し、公金受け取り口座に振り込むなど、デジタルによる効率的な仕組みを導入すべきです。
見解を伺います。
次に、終活支援センターの現状と今後の運営についてです。
本年 7 月から 9 月までの 3 ヶ月間に、終活支援センターが受けた相談は延べ 775 件、実人数 750 人に上りました。
そのうち推進サポート事業円の続きに関心を持たれた方は約 130 人で全体の 28.8%を占めています。
一方、実際に申し込みに至った数は、肩は 10 人にとどまっています。
またの続きに相談された方の中には、課税世帯や生活保護世帯の方も含まれていたとのことです。
しかし、区の申し込み要件は、生活保護世帯を除く非課税世帯と、定めているため、申し込みまでに至らなかった智貴伺っています。
相談に訪れた方の期待に応え、必要な支援に繋がることが終活支援センターの重要な役割です。
相談内容や申し込みに至らなかった理由を分析し、利用者の実情に即した運用改善すべきです。

そこで都築について 3 点伺います。
第 1 に預託金の負担軽減についてです。
対象となる非課税世帯の中には、最低必要な 100 万円の預託金を支払う余裕がない方も少なくありません。
区はこのような方への支援をどのように講じるのか、見解を伺います。
第 2 に大将、利用対象者の拡大についてです。
住民税課税世帯であっても、収入や預貯金が少なく、終身サポート費用負担が困難な方もいます。
住民税の課税非課税だけで一律に判断するのではなく、本人の収入や預貯金など、実際の経済状況を踏まえて、利用拡大を利用対象を拡大すべきです。
見解を伺います。
第 3 に生活保護者への対応についてです。
この 3 ヶ月間、相談に訪れた生活保護受給者の方に対して、区は利用対象外と説明されたとのことです。
なぜ対象外となるのか、理由を明らかにしてください。
また続きに記載されているサービスは、生活保護制度の中で全て受けることが可能なのか、明快な答弁を求めます。
次に、子育て若者夫婦世帯に向けた民間賃貸住宅の供給支援事業についてです。
この事業は、区内の既存建物を改修し、ファミリー向け賃貸住宅を供給する個人または事業者に対し、改修費用等の一部を助成し、空き家対策と子育て若者夫婦世帯向け住宅の供給促進を図るものであり、集合住宅や戸建て住宅に加え、一等リノベーションについても助成対象であると理解しています。
しかし公費を投入して、住宅供給を促進するのであれば、単に供給戸数を増やすだけでなく、実際に入居する子育て若者夫婦世帯にも確かな効果が及ぶ制度でなければなりません。
民間所有者の資産価値向上や、事業所の収益に交付金が使われ、区民への還元が不十分ということであれば公費投入の意義が問われます。
そこで 2 点伺います。
第 1 に入居者へのメリットの確保についてです。
利用者に改修費用を助成する一方、入居する区民にはどんなメリットがあるのか、現行案では明確ではありません。
交付金を投入する以上、入居者にも具体的なメリットを呼ぶ仕組みとすべきです。
例えば、地域に礼金なし女性条件とするなど、入居時の初期費用を軽減する条件を 10 所有者に求めるべきであります。
見解を伺います。
第 2 にリノベーション物件の活用と事業効果の検証についてです。
一等リノベーション物件については、民間賃貸住宅として、市場価格で提供するだけでなく、

例えば区が借り上げ、準区営住宅として、低廉な家賃で供給する。
より多くの区民が入居できる仕組みを構築すべきです。
また、供給戸数だけで、事業の成果を判断してはなりません。
実際の入居状況や家賃水準、入居者の負担軽減にどれだけ繋がったのか、後期投入に見合う効果があったのか、厳しく検証すべきです。
十分な効果が期待できない場合には、事業の見直しを速やかに行うべきです。
見解を伺います。
最後に、国際交流センターの機能拡充についてです。
区内在住外国人は今年 10 月現在、3 万 2000 人を超え、過去最多となっています。
区の将来人口推計でも 2042 年は 4 万 6000 人を超え、総人口の約 5%に達すると予測され、多文化共生の推進はますます重要であります。
外国人も日本人もともに安心して暮らせる地域社会を実現するため、2027 年に予定されている国際交流センター、CROSSINGせたがやの移転を機能拡充の契機とすべきであります。
昨年の代表質問では、福岡市の先進事例を参考に、外国人総合相談窓口の開設と、外国人支援ボランティアバンクの創設を求めた結果、区は、相談機能については、移転に伴うスペースの拡充を踏まえ、せたがや文化財団と協議しながら取り組む。
ボランティアバンクについても、外国人住民の地域活動への参加促進に向けて検討するとの答弁でした。
また、先日報告された世田谷区における外国人区民の意識実態調査では、区に期待する取り組みとして、対応言語を増やすなど、外国人住民が相談できる窓口を充実させるが 31.8%を占めていました。
またヒアリング調査では、大日職員の苦労を生かし、新たに来日した外国人への助言や相談を行いたいとの声もありました。
そこで 3 点伺います。
第 1 に外国人総合相談窓口の具体化についてです。
材料手続きの矢が在留手続きや就労住宅医療、教育など、生活上の困り事を大変ごで一元的に受付専門機関へ紹介する支援に繋げるワンストップの総合相談窓口を設置すべきです。
移転を金融相談体制や専門機関との連携をどのように充実させるのか、具体的な検討状況と開設時期を伺います。
第 2 に、外国人支援ボランティアバンク創設についてです。
外国人住民が母語や経験能力を生かし、新たに来日した外国人への生活支援や災害時の情報伝達、地域活動などに参加できるボランティアバンクの創設を改めて提案します。
外国人は支援の対象ではなく、地域をともにつくる担い手として位置づけるべくことが重要です。
創設に向けた具体的な検討状況と今後の方針について伺います。
第 3 に、区の主体的な取り組みと移転地の機能拡充についてです。

前回の代表質問から１年が経過し、センターの移転も迫っています。
総合相談窓口やボランティアバンクの創設を財団に委ねるのではなく、区が主体となって具体的な方針と実施計画を示すべきです。
移転と同時に、新たに機能をスタートできるよう、責任を持って準備を進めるべきです。
見解を伺い、壇上からの質問といたします。
中村副区長まず、あらかじめ確認した区長の見解について 2 点を私からご答弁させていただきます。
初めにせた Pay による区民生活と地域経済の支援策についてです。
物価事が長引く中、安定的な区民生活を下支えするため区では、国の交付金額を上回る一般財源も加え、8 月からせたがや Pay によるポイント還元、アップ事業を実施しており、区としての一定の役割を果たしてきました。
先般急遽、国から重点支援地方交付金の追加措置が示されたことを踏まえお話の年度末での世田谷 Pay の更なる還元率アップを含め、物価高対策を速やかに実施できるよう、日常での食糧費、飲食費負担の軽減を念頭に、関係所管部に指示をしたところです。
また毎年度の継続実施については、物価高対策は緊急の対策と認識しており、経常的とするには難しく、物価や賃金動向などを踏まえながら、適宜検討してまいります。
次に保育待機児童解消についてです。
区では今年 4 月の入園申込者が過去最大になったことを受け、限られた期間で施設整備を進める必要があることから、この間、民間事業者のノウハウを最大限活用した提案型による施設整備を進めています。
一方で共稼ぎ世帯の増加や保育料の第一種無償化など、保育ニーズはさらに高まっており、保育施設の整備をより着実に進めていく体制や仕組みの強化が不可欠です。
ご指摘の公有地や公共施設を活用した整備は、不動産市場の影響を受けにくく、整備を着実に進めていく上で有効な手段であると考えています。
かつて、待機児童対策で活用していた整備の優先地域を示した地図の作成を所管部に指示をしているところです。
今後、令和 9 年 4 月の入園申し込み状況等を踏まえ、整備の優先地域などを庁内関係所管で共有し、公有地や公共施設の積極的な活用を含め、様々な手法を駆使しながら、早期の待機児童解消に向け全力で進めてまいります。
以上があらかじめ確認した区長の見解です。
次に私立幼稚園の 2 歳児保育についてご答弁いたします。
私立幼稚園における 2 歳児の預かりは、保育需要の受け皿となるだけでなく、在宅子育て家庭への支援にもつながり、にとっても、在宅剤園児の確保や安定した園運営に資する有効な取り組みであると考えています。
この間、世田谷区私立幼稚園協会との意見交換を通じ、保育の必要性がある子供を対象としたと東京都の制度よりも幅広い 2 歳以上対象に段階的に預かり日数や時間を拡充できる仕

組みの方が有効であることを確認しており、現在来年度からの実施に向け、制度設計を進めているところです。
引き続き協会のご意見を丁寧に伺いながら、私立幼稚園が在宅子育て家庭と保育ニーズを有する家庭の双方を支援する施設として新たな発展に繋がるよう、実効性のある仕組みの構築に取り組んでまいります。
次に終活支援センターの園の都築についてです。
続きは頼れる身寄りがなく、十分な資力がないため、民間の高齢者等終身サポート事業を利用することが難しい高齢者を対象に、低廉な料金でサービスを提供する事業として、対象を、住民税非課税世帯としています。
民間事業者のサービスが各種各様ある中で、多くの相談をいただいているのは、行政が実施する公的スキームへのニーズの高さであると受け止めています。
ご相談いただく中には、課税世帯の方も多い制度の対象外であっても、就活や将来への備えに不安を抱える方がいるものと認識をしております。
行くといたしましては事業開始後の一定期間の運営実績を勘案し、利用の要件を始めとする事業のあり方を検証してまいります以上です。
清水副区長まず 2 点、火葬場に関する調査区の基本的な考え方および東京都や特別区長会への具体的な提案について、あらかじめ確認した区長の見解について私からご答弁申し上げます。
令和 7 年 9 月の DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員会で区が独自に実施した火葬場に係る調査検討状況についてご報告をしております。
今回は、火葬場、火葬炉の専門機関に委託して、様々な角度から調査を掘り下げたもので、今後火葬場を検討する上での客観的なデータをお示しできたものと考えております。
東京都では、有識者、特別区や多摩地域の 9 市町長などで構成する火葬場検討会を立ち上げ、区長も委員として参加しております。
そこでは民営火葬場の公営化も一つの選択肢であること臨海斎場は組織区の一員として、令和 12 年度、10 基から 20 基に増量すること東京都も瑞恵葬儀所の更なる増炉多摩地域への財政支援と東京都全体の仮想力増強に向けた発言もしております。
火葬場は必要不可欠な公共的施設であり、多死社会の到来で、その重要性は増しています。
区としましては、今後も特別区部の特殊な火葬場の歴史や立ち位置、最新の仮想技術の動向、250m の離隔距離の規定の考え方等、火葬場に対する区民の理解が進むよう、周知啓発に努めるとともに、例示で示した小規模火葬場の設置の可能性も含め、更なる検討を進めてまいります。
以上が区長の見解です。
続きまして 2 点ご答弁申し上げます。
まず、物価高騰に対応するための燃料費支援についてです。
区では、東京都の物価高騰緊急特別対策事業の対象外となる介護事業所へ独自に支援を行

っている他、清掃リサイクル事業者には、毎年の委託料算定にあたり、燃料費価格を適切に反映するなど、各所管において、燃料費支援等を行っております。
また、本年 8 月から中東情勢の影響を受ける区内中小事業者への対応として、中東情勢対応緊急資金融資あっせんを実施しております。
引き続き、各団体へのヒアリングや調査などを通じ、区内事業者の経営状況の実態を把握するとともに国や東京都の動向を注視しながら、区として機を逸することなく、必要な支援策を講じられるよう取り組んでまいります。
次に、国際交流センターの機能拡充に区が主体的に取り組むことについてです。
外国人住民が安心して地域で生活していくためには、議員お話しのように着られ気軽に相談できる環境作りやまた既に世田谷区にお住まいの外国人の方にボランティアとしてサポートしていただくことが重要であると認識しています。
こうしたことから、区としましては、令和 9 年 12 月の国際交流センターの移転に合わせ、スペースおよび機能拡充の検討を進めているところです。
先般、令和 10 年度を初年度とする第 3 次世田谷区多文化共生プランの策定作業に着手し、男女共同参画多文化共生推進審議会に策定の考え方を諮問したところです。
第 3 次プランにセンターの機能拡充の方針および取り組みを位置づけるとともに、プランに先立ち、今般の外国人住民向け調査で、ニーズの高かった相談から段階的に取り組んでまいります。
以上です。
知久教育長私からは、学校改築における仮設校舎の設置に関する判断基準についてご答弁いたします。
令和 7 年 6 月改訂の学校改築ガイドラインでは、工事期間中の学校運営や事業費を踏まえ、仮設校舎を設けない計画を原則として検討するとともに、設置するさ設置する場合も、既存校舎の一部活用などその規模の縮減を図ることとしております。
これは仮設校舎を一律に設置しないというものではなく、改築期間中の児童生徒の安全確保と教育環境への影響最優先に校庭利用への影響の程度や安全な動線の確保、敷地条件や工事内容などを踏まえ、個別に判断するものでございます。
令和 6 年度に施設更新に着手した。
八幡小学校および松沢中学校から、本ガイドラインに基づく。
改築計画を進めており、今後、これら取り組みの検証を重ね、仮設校舎設置の判断に必要な視点や教育環境に最低限必要な工程の確保などについて整理し、必要に応じてガイドラインへの反映を検討してまいります。
以上です。
菅井教育政策生涯学習部長私からは、国有地を活用した共同利用型の仮設校舎の整備についてご答弁いたします。
議員ご提案ありました。

共同利用型の仮設校舎につきましては他自治体での事例もあり建設費の高騰への対応や、工事期間中における安全で良好な教育環境の確保に一定の効果があるものと認識しております。
区におきましても複数校が順次利用する共同利用型仮設校舎について検討を行ってまいりましたが建築関連法令の適合スクールバスの安定的な確保や運行管理費用対効果などの課題があり導入にはいたっておりません。
現在は各学校の敷地条件に応じた改築し、手法を計画しておりますが引き続き、国有地等の大規模敷地の活用が見込まれる際の共同利用型仮設校舎の可能性について区長部局とも連携しながら検討していくとともに、教育環境への影響が少ない改築事業に努めてまいります。
以上です。
松本子供若者部長私からは 3 点ご答弁いたします。
初めに、保育待機児童解消の見通しについてです。
議員ご指摘の通り、令和 9 年 4 月に向けた新規店へ新規整備に伴う保育施設の 1 歳児の定員増は 77 人にとどまっております。
施設整備には一定の期間を要することから、令和 9 年 4 月に対し、これ以上の新規整備は難しく、待機児童解消は厳しい状況にあるものと認識しております。
できるだけ多くの保育ニーズに応えられるよう、既存保育施設に対する定員拡充の養成や定期利用保育の実施など、対策を可能な限り講じてまいります。
合わせて、令和 10 年 4 月までの整備目標達成に向け、着実な新規整備に取り組むとともに、令和 9 年 4 月入園の申し込み状況が判明次第、直近の人口動向等も踏まえ、保育の需要量の再推計を行ってまいります。
保育の定員に更なる不足が見込まれる場合には、必要な対策を早急にまとめるなど、早期の待機児童解消に全力で取り組んでまいります。
次に、奨学金返済支援制度の創設についてです。
貸与型奨学金の変数変換の難しさには学費の高騰、低賃金、不安定雇用の拡大といった社会構造的な問題が背景にあり、高等教育の学費の支援については、その規模からも、国への要望、機会を捉えて続けているところです。
子供が若者となり、様々な希望を抱いて卒業就職する中、社会的自立までを見据えた支援や若者自身がライフプランを描き実現できるよう、若者の声を聞きながら、適切に支援することは重要であると認識しております。
区としましては、他自治体の取り組みやその効果を注視するとともに進学後に活用可能な奨学金等の情報提供や貧困の連鎖を生まないように高等教育修了前の支援が不十分な中学、高校卒業後の生活困窮世帯の子供に対する進学就職を問わない新たな支援の必要性について検討してまいります。
次に、若者への交通費支援制度の創設についてです。

現在、区内 3 ヶ所ある青少年交流センターには一定数の若者が、電車やバス等の公共交通機関を利用して来所していると認識しております。
交通費が若者との負担となっている実態は、ユースカウンシルの提言でも指摘されており、センターを利用する際の交通費もこうした課題に含まれるものと捉えております。
一方で交通費は全世代が負担している費用であるため、青少年交流センター利用時の交通費に観え対する補助の導入については、その必要性や優先順位等様々な観点から他の施設や事業利用目的等との比較も踏まえた慎重な検討が必要であると考えております。
若者を対象とした交通費補助制度については、今年度、東京都が実施している学生等の通学実態等に関する調査の動向を踏まえながら、ユースカウンシルメンバーとの対話を継続するとともに、センターを実際に利用する若者の声も伺いながら検討を進めてまいります。
以上です。
播磨地域行政部長、私からは、公営火葬場の小規模施設の具体的な検討工程の明確化についてお答えいたします。
今回の調査では将来的な死亡者数の推移、火葬場に関する動向、葬儀スタイルの変化、サテライト活動などについてもお示ししております。
報告の中で、関係法令、建設やランニングコスト、住民対応等の課題を整理するとともに、建設費用約 5 億 7000 万円、敷地面積 1000 平米から 1500 平米で建設可能なユニット型の小規模な火葬場の導入事例公園の隣接し、現行の葬祭場や人への設置イメージをお示ししました。
区としましては今回の調査結果と、東京都が 3 月に示す予定の火葬場に係る検討会の結果をもとに、さらに検討を進めてまいります。
以上でございます。
青木スウェーデン担当部長はい私からは公共施設のトイレ環境の整備について 3 点お答えいたします。
まず、区有施設のトイレ整備の現状認識についてです。
区はこれまで公共施設の改築や改修の機会を捉えてトイレ環境の向上に取り組みお話がありました通り、洋式便器化は概ね進んできております。
一方で温水洗浄便座は、これまで標準仕様としていなかったことから、設置率は、施設間で大きな差が見られ特に多くの区民が日常的に利用される地区会館や集会所、図書館においては、接地率が低く、トイレの快適性や利便性の向上が課題であるものと認識しております。
今回実施したトイレ調査の結果を踏まえ施設用途や利用者特性に応じたトイレ環境となるよう整備を進めてまいります。
次に、公共施設のトイレ整備目標と独自基準の策定についてです。
公共施設のトイレ洋式化率は現在 90%を超え一方で外出先では和式便器を望まれる方への配慮も必要であることから今後は施設ごとの利用実態に即したトイレ整備が重要であるものと認識しております。

また、区では、学校施設におけるトイレ整備の仕様書を策定しており他の公共施設にも適用しながら、ユニバーサルデザインや災害時利用維持管理性などの視点も含めたトイレ環境の改善向上を図っております。
引き続き既存施設の療養休暇等の状況を踏まえて改修工事の優先順位を判断し、施設所管部と連携しながら、トイレ整備を効率的かつ計画的に取り組んでまいります。
次に、温水洗浄便座の標準せ整備についてです。
温水洗浄便座につきましては、衛生面や快適性の向上に効果があり、多くの利用者にとって利便性の向上に資する設備であるものと認識しております。
今後は新築施設における整備を進めるとともに既存施設につきましても、大規模改修やトイレ改修などの機会を捉えながら、施設の利用状況や設備状況、条件等を踏まえ、設置を進めてまいります。
引き続き誰もがより利用しやすいトイレ環境の整備に取り組んでまいります。
私からは以上です。
向山世田谷保健所長からは健康寿命の延伸と、いわゆる健康ポイント制度について一連のご質問にお答え申し上げます。
まず各種健康ポイントの事業の一元化や対象拡大東京都の東京経験＋との連携等々についてでございます介護予防や社会参加のきっかけ作り等のため区ではそれぞれの目的に応じた各種ポイント事業を実施しており、一定の成果はあるものと認識をしてございます。
一方健康作りにおいては、工賃へのポイント不要等のインセンティブによる一時的な喉頭炎ようにとどまらず健康せたがやプランの基本理念でもあるヘルスリテラシーの向上と主体的な AGAIN 継続的かつ主体的な健康作りが重要であるものと認識をしております区は誰もが健康に繋がる選択ができるような様々な情報発信や食育等の体験型の健康作りコロナ禍で一時急縮小しておりました専門職等による地域のイベントへのブースの出展やゲーム感覚で参加可能な取り組みなど、いわゆる健康無関心層や意識はしていても行動変容は持続性に課題がある方への様々な働きかけを行っております。
区では本年 8 月に、学識経験者や区民、地域団体の代表者等から成る健康作り推進委員会においてスターが PayPay とポイント制度を活用した工賃へのインセンティブ付与と健康作りの考え方を議論した結果先行自治体のお取り組みは注視しつつポイント取得が目的化する器具があるとの意見も受けております。
こうした意見を踏まえて次年度のプランの改定にあたって、多様なライフコースに即した健康情報をわかりやすく提供する区民向けのサービスとしていわゆる優しい版の作成活用など、健康作りに関する情報発信の充実を図って健康作りを推進してまいります。
次に既存のデジタル基盤活用した健康作りの推進についての考え方でございます。
健康ポイント事業などの個人のインセンティブのを付与に関しては先に申し上げましたが実施の検討に当たっても、主体的に継続的な健康作りが必要でありこのため健康作りに資するものに限定すべきであり、また加えてかかりつけ医等による生活習慣改善と連続性の

あるきっかけ作りに目的と運用を絞る必要がございます。
なお区では、様々な趣旨や目的でポイント事業を実施しており、ご指摘の東京都の事業に等につきましても、その目的に合わせた効果的なポイント制度のあり方を含めて、引き続き研究、研究してまいります。
私からは以上です。
川島高齢福祉部長私からは高齢者の元気で世田谷給付金の創設についてご答弁いたします。
区では、健康増進等に繋がるインセンティブ事業としてラリースポットでのポイントおよび介護予防教室等の参加で得られるボーナスポイントをせたがや Pay のポイントと交換できるせたがやデジタルポイントラリー事業を実施しており、元気な方から介護が必要な方までご参加いただいているところでございます。
議員のご提案につきましては、区内には多くの高齢者がおり、その価値観も様々であることから、制度設計については慎重に検討する必要があると考えております。
今後も、高齢者がいつまでも元気に暮らし続けられるよう、現在策定中の第 10 期高齢介護計画においても区民の健康寿命を延ばすことを県化計画目標として掲げ、健康作りや介護予防に重点的に取り組んでまいります。
以上です。
大和保健福祉政策部長私からは就活支援センターについて 2 点ご答弁いたします。
最初に預託金の支払いが困難な非課税世帯への支援についてです。
預託金はサービス利用料ではなく、利用者が選択したサービスに応じて将来必要となる。
入院費や施設料利用料、滑走納骨費用などに充てるための預かり金となります。
契約終了時には生産を行いに使用分についてはご返金いたします。
また、預託金を一括で納付した場合に、預貯金残高が 150 万円を下回るときは、分納も可能としております。
今後とも、預託金の趣旨や分納制度について丁寧にご説明するとともに、利用者のご希望や生活状況を伺い、必要なサービスを適切に選択していただくことがことで、安心して事業を利用できるよう努めてまいります。
次に、生活保護受給者が園の続きの対象外となる理由と生活保護制度によるサービスの保障についてです。
続きは他の制度による支援を受けることが困難な高齢者を対象として制度設計しており、生活保護受給者は対象外としております。
生活保護受給者には担当ケースワーカーがついており、生活上の相談に応じ、必要な助言を行っております。
一方続きが行う火葬納骨の手配等は、生活保護制度のみでは対応が難しい、難しい面があると認識しております。
そのため就活支援センターにおいて、生活保護受給者から終活に関する相談があった場合には、担当ケースワーカーと情報共有を図るとともに来年度から実施を予定しております

終活情報登録の利用も含め、関係部署や関係機関と連携し対応をしてまいります。
私からは以上です。
佐藤都市整備政策部長私からは子育て若者夫婦世帯に向けた民間賃貸住宅の供給支援事業について 2 点パンツ、入居者へのメリットそして一等リノベーション物件の活用と事業効果の検証についてご答弁申し上げます本事業はライフステージの変化に伴い転居を余儀なくされることの多い子育て世帯等の住まいの確保に向け、ファミリー向け賃貸住宅の供給促進すること、あわせてくんないの住宅と民間ストックの活用促進を目的としています制度の検討に当たっては、賃貸住宅市場への調査を行い、ファミリー向け住宅は需要があるにも関わらず、単身向けに比べ、供給が少ないことや、既存住宅は新築に比べ家賃が抑えられる一方改修費の負担が活用の妨げとなっていることなどを確認し、進めております。
助成対象がファミリー向け賃貸住宅とする民間機建物へ改修費のため、耐震性の確保や子供の転倒防止など安全策や居住性を高めることを要件として盛り込む予定でございます戸建てや共同住宅の一室の他、社宅や寮などのイノベーションを含めたような供給形態での活用を見込んでおります区といたしましては、こうした住宅の質の向上や、比較的家賃水準に抑えられた住み替え先の選択肢が広がることが、入居者のメリットになると考えております。
事業開始後におきましては、制度の利用状況や入居状況、家賃等の市場動向をしっかりと分析検証しながら、事業の継続について適切に判断してまいります。
以上でございます。
中西生活文化政策部長私からは国際交流センターの機能拡充につきまして 2 点お答えいたします。
まずセンター移転を機に木とした相談体制や専門機関との連携の検討状況と、その開始時期につきましてお答えいたします。
国際交流センターは来年 12 月の移転拡張に向け準備を進めているところでございます。
移転後は、多文化共生の拠点としての役割を適切に果たすためより効果的な相談支援や情報発信を担えるよう情報提供の充実、庁内外の関係機関との更なる連携強化に取り組んでまいりますそのための準備を今進めているところです。
時期につきましては令和 10 年度からスタートする、仮称大惨事多文化共生プランの策定時期を見据えまして審議会の多文化共生推進部会のご意見も伺いながらセンターの機能や役割を聞くとセンターで整理をし進めてまいります。
次に外国人住民によるボランティアバンクの創設につきまして検討状況と今後の方針についてです。
外国人住民が防護経験能力を生かし他の外国人住民への支援や地域活動に参画するための外国人支援ボランティアバンクの創設にあたりましては、活動希望する方と、地域のニーズを繋ぐコーディネート機能の確保や活動を支える運営体制の構築が課題であると認識しております。

現在センターのじゅき同日の一環といたしましてまずはイベント等での簡易なボランティア通訳などで活躍いただくことを想定した具体化を検討しているところで段階的な思考を行いながらボランティアバンクの仕組みを整えられるよう財団や関係者と協議し進めてまいります以上でございます。
いたいひとし議員まず冒頭ですね今日は区長出席されておりませんがその中でも丁寧な答弁をしていただいたということで 1 日も早い健康の回復をご祈念申し上げさせていただきます。
保育園につきましては、来年 4 月の待機児解消は難しいとの答弁した。
滝下けれども保育を必要とする方者にとって、この 1 年先行できる問題ではありません。
あらゆる手段を総動員して、保育を必要とする方に安心して預けられる環境を 1 日も早く実現するよう求めて 4 点再質問いたします。
1 点目はトイレ環境の整備について新築施設学校ではこの温水洗浄便座等の標準仕様という、確かそういう言葉があったと思うんですが公共施設についてはそのような言葉がないので、その標準仕様とするのかどうかということまたその商品する資料に関わらずですね、この既存施設の整備については回収や大規模改修を待つだけでなく改善を進めていきおいて欲しいとまたこのそのためにも抽選順位等整備期限を定めて計画を策定すべきということで 1 日も早く整備を進めていただきたいということで再度伺いたいと思います。
それから健康ポイントについてはこれは健康増進が優先するのがポイントが先なのかっていうなんかちょっと論点が私は非常によくわからないも答弁でありましたし一方ではその健康が大事だと言っているんですから、その健康じゃどうやって具体的に結び付ける行動変容を起こさせるのかということについて全く答えに成っていません東京の健康アップするとともに連携して、既存のデジタル基盤を活用した健康ポイントを制度を導入すべきと強く求めますが、改めて伺います。
次に住宅についてですけどもこのファミリー世帯向け賃貸住宅の速歩事業の理由としておりますけれども限られた公費を投入する以上、住宅に困窮する区民への支援を優先すべきと考えます。
その上で本事業は、供給戸数だけでなく、実際の入居戸数や入居率、家賃水準などの具体的な KPI を設定し、事業開始から 3 年後をめどに検討結果を実施検証すべきであると思いますが見解を伺います。
最後に国際交流センターについては、移転に向けて機能拡充を検討し第 3 次プランに位置付けるとのことですが、プランの策定を待つのではなく、移転時から機能発揮できる準備が必要です。
少なくとも外国人相談窓口の開設とボランティアバンクの登録活動については、同時期とすべきと考えますが見解を伺います。
清水副区長板井議員の国際交流センターの移転と同時に、外国人総合相談窓口とボランティアバンク登録を始めるべきとの再質問にお答えいたします。

外国人相談および専門相談は、既に総合支所で実施しているところであり、専門相談は外国人の方に通訳とともにお越しいただき、相談員が対応しております。
一方、今般の外国人住民向け調査で最も需要の高かった外国人への社会保険に関する相談は、現在実施していないため、移転と同時に、国際交流センターの相談機能として、社会保険労務士による相談を設け、外国人区民の生活に関する相談の充実を図ることを考えております。
また、外国人ボランティアの活用も９年度より実施に向けて取り組みます。
以上でございます。
青木施設営繕担当部長はい私からはトイレ環境の整備についての再質問にお答えいたします。
先ほどのご答弁もさせていただきましたけども学校施設におけるトイレ整備の仕様書現在の見直し作業中でございまして、先ほどご答弁させていただきました通り温水洗浄便座につきましては今後新築既存施設を問わずですね標準仕様としていくことで見直しを今進めているところでございます。
今回実施したトイレ調査によりまして、施設ごとの洋式便器や温水洗浄便座の設置状況につきまして改修工事以外で設置された箇所も含めて把握することが今回てきました。
これは毎年度多くの施設において老朽化などに伴う改修工事を計画的に実施しておりますが温水洗浄便座につきましては簡易に設置が可能な製品も開発されていることから大規模改修やトイレ改修の機会に関わらず、施設所管部とともに段階的な設置計画を検討し施設主管部との御協力も得ながら効率的かつ効果的にトイレ環境の整備に取り組んでまいります。
以上でございます。
向山世田谷保健所長あのご答弁申し上げましたがお尋ね再質問ございましたので健康ポイントの健康増進事業等へのあの導入ということで付与についてのお答えを申し上げます先にもあの申し上げましたがやはりその健康作りに関しても様々な授業に対して例えば特定健診ですとか、そういった時には対しての付与と言ったところでのあの成果といったものは一定のものがもう既にエビデンスとしてもございます積極的ないわゆる攻めの予防医療というところで、あの国もこれから研究登場ということなんですがやはりあの海外のデータを見ましても個人のインセンティブの付与というとどうしてもそのインセンティブの方がす目的化してしまう。
さらに継続性にかなり課題があるというようなことがございますのでそこは様々な方とのご意見をいただいてそのいわゆるポイントという議員からの御指摘でございますが、例えば自治体によってはプールの理容店のようなものですね。
健康作りに資するあの形でというようなことをあの地区医師会などと話をしながら進めているような事例もあるということも把握をしてございますのでそういったことも含めて丁寧なあの議論はやはり必要だというふうに考えてございます。

私からのお答えは以上でございます。
佐藤都市整備政策部長私からは住宅政策に関する再質問にお答えいたします。
まず住宅に困窮する区民への支援ということにつきましては引き続き民間賃貸住宅への入居支援に取り組むとともに、区営住宅につきまして、来年度から 2 年間、集中的に空室修繕を実施しまして、年間約 160 戸の供給を目指すなど、住宅のセーフティーネットの充実を図ってまいります。
そしてこのたびのこと。
子育て若者夫婦世帯に向けた民間賃貸住宅の供給支援事業につきまして制度の利用件数や子育て世帯等の入居実績を成果を把握するための指標として設定し、家賃水準等の市場動向と合わせて分析検証してまいります。
制度内容の見直しや事業の継続費につきましては申請から助成金交付までに設計改修工事、入居と一定の期間を要する事業の特性も踏まえまして実施状況の毛実施状況を継続的に確認しながら適切に判断してまいります。
以上でございます。
いたいひとし議員奨学金についてはですねぜひ若者未来を応援する視点から実施してください。
それと再度の質問ですけども、公共施設においては、温水洗浄便座を標準仕様とすべきと考えますが改めて見解を求めます。
青木施設営繕担当部長はい、今お話しいただきました通り公共施設につきましてはフン洗浄便座を今後新築等においてです標準仕様で設置するということでございます。
以上でございます。
以上でいたいひとし議員の質問は終わりました。
ここでしばらく休憩いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
代表質問を続けます。
立憲民主党無所属を代表して、7 番藤井まな議員
議長 7 番藤井まな議員
アメリカでは、中間選挙があり、共和党が敗北したというニュースが世界をかけました。
トランプ政治の終わりの始まりというような表現を世界各地の政治評論家が述べています。
ここ数年はポピュリズム政治が大きな幅を持ち、極端な主義主張を戦わせる政治や戦争という手段を用いて、政治用いた政治が地域の分断を生み出し、経済面では、資源価格の高騰などにより、国民生活に影響を及ぼしています。
極端な政策を進める政治ではなくて、今こそ地域の中で話し合いと互いへの理解を持って収容の政治を進めることこそ必要ではないでしょうか。
それでは、立憲民主党無所属を代表して通告に従い質問を行います。
来年度の予算編成に向けていくつかお伺いをいたします。

所得格差が広がり、物価高が生活を直撃しています。
特に中間層の実質可処分所得がこの 5 年間で大きくマイナスになっており、生活を直撃しています。
年収 300 万円台から 700 万円台では特に顕著となっており、物価高に所得が追いついていません。
働いても報われない生活が続いていると感じる区民が年々増えています。
こういった状況を踏まえ、我が会派では、区民生活を守りその向上に向けた 2027 年度予算編成作業を求めるための予算要望書を 10 月の下旬に提出をいたしました。
まさにこれから佳境を迎える時期となっている予算編成について、区長の意気込みをお伺いいたします。
災害対策の来年度予算について伺います。
世田谷区ではこれまで在宅避難を助けるカタログギフトなど取り組みを行ってまいりました。
今年は日本各地で起こった水害の影響もあり集中豪雨対策などに対する政策が大きく注目をされました。
私達の最大の責務は、区民の生命と財産を守ることであり、災害対策は常におかげ行い続けなければなりません。
来年も区民の耳目を集めるような災害対策の目玉政策と区民に理解されやすいキャッチフレーズなどが必要だと考えます。
本年は、防災庁の発足しました。
防災庁からは今月 2 日付で 2 日付で、自治体に向けて事前防災の徹底のための緊急要請も出されています。
来年度世田谷区はどのような予算をつけて災害対策を行っていくのかお伺いをいたします。
我が会派では教育の無償化について提言を続けてまいりました。
来年度予算では日航林間学園や中学校の修学旅行費の島の無償化を提言いたします。
23 区の中では半数以上が修学旅行の無償化を行っており、支部でも多くの自治体で一部を補助しています。
物価高の影響や円安の影響など海外からの旅行客の増などでインバウンド需要もあり、旅行費が上がっており保護者負担が年々増加しています。
そんな状況について行政が支援するべきと考える都内の自治体が増えていることを表してるのではないでしょうか。
世田谷区も来年 4 月に向けて修学旅行費の無償化を実現していくべきと考えますが、区の考え方をお伺いいたします。
補正予算についてもお伺いをいたします先ほど申し上げた通り、物価高で区民生活は大きな影響が続いています。
国では、来年 4 月に向けて議論が続いておりますが、我が会派では、令和 8 年度内に、世田

谷区が率先して物価高対策を示すべきと考えます。
早急に補正予算を編成し、せたがや Pay のポイント還元率を引き上げて区民生活に寄り添う物価高対策をすべきと考えますがこの考え方を伺いいたします。
次にセキュリティ対策についてお伺いをいたします。
毎日のように不正アクセスのニュースがネット、テレビ新聞等多くのメディアで報道されています。
世田谷区でも不正アクセスの影響で、災害防犯情報メール配信サービスが一時配信停止となりました。
特別委員会の報告では、未だに個人情報が流出したか不明ということです。
せたがや Pay でも、委託事業者のサーバーに不正アクセスがあり、個人の情報が外部に持ち出された可能性があるという報告がありました。
個人がどこでいくら買い物したかなどプライバシーに大きく関わる情報が悪用される可能性があり、重大な事案であると認識しています。
一方でこうした事案が起きたときのときの区民への情報提供にも課題があると考えます。
例えば港区では、PHP の重大な脆弱性が脆弱性が公表された当日にホームページに一度ホームページの機能を一時停止しました。
その上で、専用ページを設けて、次の内容を区民に示しています。
停止の経緯、停止中のサービス不正アクセスや個人情報漏えいの有無、復旧の見通し、問い合わせき問い合わせ先などです。
被害が確認されていない段階でも、何が起きていて、何がわかっていないのかを明らかにしています。
これに対し世田谷区では、メール、メール配信の停止についても、せたがや Pay の事案についても、何が起きているのかが、区民に十分に伝わっていません。
情報がないこと自体が不安を大きくしく本体の重要な個人情報も流出するんじゃない流出するのではないかと心配する声が寄せられています。
そこで伺います。
区は今後どのようなセキュリティ対策を講じていくのか、あわせて事案が起きたときには、判明した事実を調査中の事項を速やかに継続して公表する体制を整えるべきと考えますが、区の見解をお伺いいたします。
先ほども述べた通り、委託先にも社会的に重要な情報が共有をされており、どれくらいの個人情報がどのように管理されているのか、委託先のセキュリティレベルを含め把握する必要があると考えます。
また、委託先との契約には情報に関して一律のルールが決まっているのでしょうか。
それぞれの仕様書が作成されている場合は大丈夫なのでしょうか。
情報を廃棄しなければならない場合に徹底されているのか、区は確認しているのでしょうか。

不安は尽きません。
区民を安心させるための答弁をお願いいたします。
契約についてお伺いをいたします。
先日契約シンポジウムが開催され、業務委託契約のスライド条項や入札制度改革について報告が行われ、質疑が交わされました。
我々が主張してきたことも多く含まれており、区側にはシンポジウムで出された意見を真剣に捉えていただきたいと思います。
12 月には契約条例における新たな労働報酬下限額は公表される予定です。
この労働報酬下限額は世田谷区との契約に適用されるものですが、区内民間事業者の賃金にも少なからず影響を与えています。
ビル年、ビルメンテナンス事業の人材募集などはこの労働報酬下限額と同じ金額になっているなどという事例もあります。
我が会派も引き上げを求め続けておりますが契約審議会では、実機 9750 円という意見も出されています。
仮にこの金額であれば評価できる金額だと思います。
それでも、国に延長する。
高卒初任給の時給換算割の金額が上がり、同一労働同一賃金の考え方で言えば、時給 2000 円以上の金額が必要となります。
世田谷区にはその金額を目指す意思を明確にしていただきたいと思います。
さらに何年で実現することを目指していくのか、その考え方をお伺いいたします。
さらに工事契約に関しては、決められた金額以上の賃金が支払われていない現場があることが、区内団体から報告されています。
条例の実効性が担保されておりされているとは言えない状況です。
来年度は取り組みをもっと強化すべきと考えます。
区の考え方をお伺いいたします。
次に民泊旅館業についてお伺いをいたします。
世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の改正に向けて様々な議論が行われてきました。
まずその議論がなされている世田谷区旅館業および住宅宿泊事業に関する協議会について公募の区民が入っていないことに大きな疑問を感じます。
11 月 11 日の福祉保健常任委員会では、条例の改正後も、協議会は継続すると報告がありました。
ステークホルダーはもちろんのこと、影響の大きい地域で暮らす区民の声が確実に届くことが大きな意味を持つと思います。
区民代表候補地としてこの協議会に入れる必要があると思いますが、この考え方をお伺いいたします。

今回の条例改正で最も大事なのは区民が安心できる生活を送ることができるようになるかですなるかどうかです。
条例改正案では、例えば民泊にはビデオカメラの設置が求められ、速球され、遡及して適用されるということですが、区が設置を確実に確認できるのかが重要です。
また、家主不在型の予感では 10 分以内に駆けつけならなければならないとされておりますがどのように確認するのかが不明確です。
新しく改正される内容が守られない場合の改善命令や指導についても、仕組みや全体上は全体像をわかりやすくすることが必要であります。
違反者に向けて厳しくする内容であってもその実効性が担保されなければ意味がありません。
2 月に条例が改正た改正された場合、4 月から新しい条例が着実に機能するのか、お伺いをいたします。
次に医療的ケア法改正についてお伺いいたします。
医療的ケア児支援法が今年 4 月に改正されました。
2027 年 4 月から施行されます。
この改正で最も大きな変化は、支援が 18 歳以上の医療的ケアの必要な方や重症心身障害者も支援の対象に加わったことです。
医療的ケア児支援法の名前も医療的ケア児等とその家族に対する支援と変わりました。
各自治体に向けて、この政策が円滑に進むように特段の配慮をすべきとされています。
この法改正で全国の地方公共団体は、希望する地域で、切れ目なく適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを受けて生活できるように措置を講じなければならなくなります。
世田谷区では、行政の現場も議論が行われ、既に取り組みも進めてきている面があると思いますが、どのように対応していくのか、区の考え方をお伺いいたします。
千歳烏山駅周辺の再開発について伺います。
10 月末に開催された、烏山区民センターホールの情報交換会は馬鹿会派の議員も多く参加し、議論の行方を見守りましたが、このままでは地域の分断を生みかねないという思いを感じる意見交換会となりました。
参加者が、区側でなく側ではなく、参加者同士の意見対立で声を荒げて避難する場場面も見られ、本当に残念でした。
千歳烏山の未来に大きな禍根を残すことになりかねません。
この意見交換会について参加者の声を聞く時間よりも前段階の意見発表の時間が長いこと。
白州に関して統一感の指示が統一感のない指示があったこと、司会者本人が、一問一答のルールを守らないなど多くの問題が見られました。
また多くの区民が参加できるように、オンライン参加も可能にする要望もありました。
これら様々な問題点の解消が求められます。
本案区民側に立ち、参加者の意見を正面から受け止められる構成にすべきと考えます。

区はまち作りの意見交換会について今後はどのように行っていくのか、お伺いをいたします。
議論となっている 140m のタワーマンションについて意見交換会や都市計画審議会で様々な疑問点が述べられてきました。
準備組合の地権者への準備組合の地権者への対応についての疑問、世田谷区の関与の仕方など、これまでの進め方の過程に問題があったのではないかと思います。
世田谷区が支援を行ってきたまちづくり勉強会の世話人会が発行していた資料では、再開発を住民に説明する際に使われた文書で、8 階建てのマンションの図が表示されており、誤解が誤解を産んだ可能性もあります。
駅前広場の地権者がタワーマンションに入れるように計画を変更した過程について、いつ誰が決定したのか明らかになっていない点についても、区は明確な回答を行っていません。
また、リスクにも目を向けなければいけません。
都心のタワーマンションに関して投資家が投機目的でタワーマンションを購入する時期は過ぎ、マンション相場躍り出た踊り場に出たという報道もあります。
自治体の対応でも神戸市長は、シャーマンは将来廃墟化する可能性が高い。
そして、規制を打ち出しています。
23 区内で言えば、千代田区では、事業者に対して 5 年間の転売禁止、同一名義による複数 10 個購入研修など登記目的でのマンション購入に体感して禁止するように要請を行いました。
こういった現状を考えると、今回のタワーマンションを含む計画について早急に答えを出すべきではなく、いま一度立ち止まって考えることが必要だと思いますが、区の考え方をお伺いいたします。
住宅政策について伺います。
区内には、老朽化の進んだマンションが見られます。
管理はちょっと行き届いているのか、また、管理不全にはなっていなくても、修繕費用などがしっかり積み立てられているのかを把握することは必ずしも責任額に及ぶものではありませんができる限りサポートしていくことが重要だと考えます。
また自分たちでマンション管理を行っている場合マンション管理を委託している場合などなどにも置いても修繕事業者がカルテル化され、修繕費用が不当に吊り上げられ、マンション住民に不利益が生じるということがあります。
リスクを周知し、適切な事業者を選択できるようにしていくことが必要だと考えます。
区が行っているマンション管理アドバイザー制度利用助成など、更なる周知徹底し、廃墟化しないような持続可能なマンションへの誘導を行うべきと考えますが、区の考え方をお伺いいたします。
若者現役世代、子育てファミリー世代の住宅政策ではずっと世田谷について多くの意見が出され、議論が行われてきました。

国が社会資本整備総合交付金による支援を始めたことで国や自治体が定住移住促進に予算を投じる動きが見られるようになりました。
これは、住宅政策の転換期であることを示していると思います。
一方で、こうした手法には様々な意見もあります世田谷区のずっと世田谷も、こうした国の動きを背景に制作されたものと理解しています。
また区民への周知が行き届かなかった点などはこの政策の大きな課題だと思います。
制作をきっかけに買った人はどれぐらいなのか、知らずに後付けで補助金もらった方との割合はどれぐらいなものなのか明らかにしていかなければなりません。
これらを総括した上で、来年度はずっと世田谷についてどのようにしていく方向性なのか、区の考え方をお伺いいたします。
住宅政策は全区民の問題です各府議会議員には、区内の高齢者からの相談も多いのが現状です。
アパートなどの老朽化で建て直しの際には新たな瀬戸新たに世田谷区に住み続けることができないという状況が多く見られます。
酢盗み続けたいと思う高齢者のために、世田谷区は何ができるのか、総合支所の相談窓口は何人何日もしないと予定が取れず、仮に相談できたとしても、何も解決しなかったという事例が私が知ってるだけでも一つや二つではありません。
相談窓口が機能しているとは言えず、私がこういった相談があれば、地域の不動産事業者やアパートの家主など直接相談しているのが現状です。
矢野氏に理解を求めるやり方と、活用可能な空き家を使って新たな高齢者居住支援策を考えるべきです。
また、区内にある高齢者住宅が修繕されずに残っています。
修繕のスピードをさらに速めていき対処すべきですこれらのこれら含めて住宅政策は、全ての世代に向けて進めていくべきと考えますが、区の考え方をお伺いいたします。
衛生教育政策についてお伺いをいたします。
一つ目は教員の働き方改革です常々改善を求めてきた教員が教材費などを扱う問題について、学校モールは、実際にお金のやり取りをするリスクが軽減され、一定の効果があったと思います。
しかしその実務を事務職員が 2 名その実務を教員が行っているになっていることが大きな問題です事務作業が逆に負担を大きくさせたという声を聞きます。
特定の教員に負担がかかっているのではないでしょうか。
率先指定学校モールを取り入れ、先行施設学校モールを取り入れた自治体では、学校モールやその他事務作業を教員ではなく、担当の事務職員が行っているという事例があります。
教育委員会が人員配置増を行って、学校モールを職員が行っていくことが、教員の負担軽減に繋がります。
来年度に向けて、区はどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

二つ目として医療的ケア児支援について御質問します。
先ほど法改正について質問いたしますが、今回の法改正では、修学旅行や修学旅行や学校、学校行事に関して支援が明文化されました。
学校の設置者が必要な措置を講ずるものとするというものです。
保護者が付き添わなくても修学旅行に行くことや学校行事に参加できるようにすることが教育委員会には求められます。
これまでも取り組んできている問題でありますが改めて来年度教育委員会はどのように対応するのか、対応は変わるのかお伺いをいたします。
最後に、教育委員会のあり方について質問いたします会派では、学校現場を一番に考えることを重要視しています。
世田谷区の教育委員会は指導と評価を中心として学校を管理する体制にはなっていないでしょうか。
現場でやっていることを生かしていくために伴走していく姿勢こそ求められます。
管理型の教育委員会から伴走型の教育委員会へと転換を図っていくべきと提言します。
我が会派では先月、鎌倉市に視察に行って参りました。
鎌倉市教育委員会の方と直接話をさせていただき、大変意義のより意義のあるやり取りを行うことができました。
鎌倉地域教育委員会はまさに伴走型の教育委員会といいます。
伴走型を実現している手法として注目されるのが、鎌倉市が設置している教育行政職です。
民間から登用されたいわば教育委員会の別働隊ともいえる存在で、鎌倉市の学校現場を理解し、横串を入れて教育だけではなくて福祉との連携にも繋がっています。
現場で教員が行っていることを手助けする学校現場を考え、地域資源を発掘するために地域を細かく分析し、地域に足を運ぶことを重要視しています。
そしてスペシャリストとのコラボやファンドを設立し、学校と教員の願いに伴走しながら支えています。
さらには内外への情報発信をしっかりと行い、鎌倉市の教育ビジョンを明確にしているのが教育行政職であると感じました。
世田谷教育委員会も、教育教育委員会も学校現場と伴走する教育委員会を目指して取り組んでいくべきと考えます。
思いますが、考え方をお伺いいたします。
以上で壇上からの質問を終わります。
うん中村副区長まずあらかじめ確認した区長の見解について 2 点、私からご答弁いたします。
初めに来年度予算の編成についてです。
令和 9 年度の財政見通しについては、歳入で特別区税等の増収を見込む一方で、歳出では、物価人件費の高騰に加え、半導体需要の急増により、区の電算システムの維持管理経費も増

加し、区の財政状況は厳しさを増しています。
こうした状況の中でも基本計画に掲げる区の目指すべき方向性の実現に向け、区民の安全安心な暮らしを支えるサービスの質と量を向上させるため、新たな財源を生み出す工夫と限られた財源を有効に活用することが重要です。
来年度予算については、住宅支援をよりきめ細かく展開し、民間の空室空き家の改修助成や区営住宅を本来のフォルダブルな活用をしていき、より丁寧な珍家賃の住宅供給に取り組んでいきます。
また、いじめ予防と快勝の条例の理念を具現化していくために学校現場や被害児童のオペ後保護のための体制を整えます。
この他、区民が安心して暮らせる環境整備に向け、予算案として、保育施設整備の拡充などを意識し、今後の編成作業を進めてまいります。
次に、物価高対策としての補正予算についてです。
今年に入り、実質賃金はプラスで推移してはおりますが、物価は高止まりしており、区民生活は厳しい状況が続いているものと認識をしています。
せたがや Pay のポイント還元アップは 12 月までは最大 5%の還元率で実施し、来年 1 月から 3 月までは最大 3%として実施する予定でおりますが、今般国から重点支援地方交付金の追加措置が示されたことを踏まえ、更なる還元率アップを含め、食料品や飲食費の負担軽減を念頭に、物価高対策を今年度内に実施できるよう、補正予算の編成も視野に検討をしてまいります。
以上 2 点が区長の見解です。
次に災害対策についてご答弁をいたします。
区では、地域防災計画に基づき、災害対策強化プラン身八つの重点テーマを掲げ、避難所の管理運営体制の整備や在宅避難の推進などに取り組んでいます。
今回発足した防災庁からの事前防災徹底のための緊急要請を踏まえ、災害時のトイレ確保や、備蓄物品の充実、避難所受付のデジタル化、在宅避難を可能にするための感震ブレーカーの普及など区として新たな重点課題として捉え、妖精の項目でもある避難生活環境の改善について検討を進めてまいります。
以上です。
清水副区長まず、ずっと世田谷の来年度の方向性について、あらかじめ確認した区長の見解について、私から御答弁いたします。
ずっと世田谷定住住み替え応援事業は、区の第 4 次住宅整備後期方針に掲げた子育て家族形成期に適した住環境の確保に資する支援策として、今年度より実施しているものです。
10 月 20 日受付分までの 5 ヶ月弱で両事業を合わせ 200 件を超える申請があり、一定の利用が広がっていると感じています。
これまでのアンケート結果からは応援金が転居の後押しになったとして、子育て世帯等の区内に住み続ける選択に対し、エールを送るという事業目的については一定程度達成され

つつあるものと受け止めております。
本事業は、6 月に申請受付を開始したばかりであり、さらに実績とき間経過が必要となりますが、まずはアンケート結果なども含めた今年度の実施状況について、第 1 回区議会定例会前にご報告してまいります。
その上で、来年度以降も事業を継続し、ずっと世田谷に込めた思いを大切にしながら、子育て世帯や若者夫婦世帯の区内に住み続ける選択を力強く後押ししてまいります。
また、ファミリー向け賃貸住宅の供給を促すため、区内の既存ストックへのリノベーション女性を制度化し、加えて、区営住宅による低廉な家賃のファミリー住宅の供給にも力を入れていきます。
以上が、区長の見解です。
続きまして、千歳烏山駅周辺の再開発について、いま一度立ち止まって考えるべきとのご質問にご答弁申し上げます。
京王線の高架化や補助第 216 号線駅前広場の整備により、千歳烏山駅周辺のまちが大きく変わる中、今回の都市計画案は、都や区の上位方針に整合するとともに、駅前の拠点形成や歩行者空間の確保、防災性の向上など、地域課題の解決に資する内容であり、区としてその必要性は高いものと考えております。
区では、都市計画の法定手続きに加え、情報交換会やオープンハウス意見交換会等の場を設け、地域の皆様のご意見を伺うとともに、計画内容の周知や説明を行ってまいりましたが、先日の情報交換会の様子から、地域の皆様の理解が一層深まるよう、更なる情報提供や説明の工夫が必要と受け止めております。
またご指摘の不動産市場の動向や建設費の高騰、再開発ビルの将来的な維持管理などについては事業の持続性に関わる重要な課題であると認識しております。
今後の事業進捗に応じて事業費や維持管理、生活再建方策などに関する情報も段階的に具体化し、お示しできるものと考えております。
今後も丁寧な情報提供と地域との対話を重ね、千歳烏山駅周辺が主要な地域生活拠点にふさわしい活気と賑わいのあるまちとなるよう、都市計画決定に向け、引き続き地域の皆様のご意見を伺いながら取り組んでまいります。
以上です。
知久教育長私からは、来年の 4 月に向けて、修学旅行費等の無償化を実現すべきと考えるが区の考えを伺うについてお答えいたします。
小学校の日航林間学園や中学校の修学旅行の経費につきましては、就学援助制度を通じて、支援を必要とするご家庭への負担軽減に取り組んでいるところですが、他自治体の取り組み状況や国東京都の制度動向なども踏まえながら、どのような支援策が効果的であるか検討しているところです。
修学旅行費等に係る経費を一律に無償化する場合相当規模の財政負担が見込まれることから、制度の持続可能性や子育て家庭への支援、全体とのバランスも踏まえる必要がございま

す。
このため、区長部局とも連携しながら、対象経費や支援手法も含め、効果的な支援のあり方について引き続き検討をしてまいります。
以上です。
そう DX 推進担当部長はい私からはセキュリティ対策について 4 点ご答弁いたします。
まず、区は今後どのような石てセキュリティ対策を講じていくのか、あわせて事案が起きたときの、判明した事実と、調査中の事項を速やかに継続して公表することについてです。
区では、攻撃手法の変化に対応し、委託先等も含めて、情報漏えいの防止に取り組んでおります。
10 月には、全庁的な緊急点検に着手し、各所属より委託先事業者に対して、契約上の特記事項に基づく脆弱性の対策状況等の確認報告を求めております。
今後も区のみならず、委託先事業者も含めて、脆弱性への対応状況の確認や事故のおそれの段階から迅速な報告を徹底するとともに、リスクの重大性や業務への影響も踏まえ、必要と判断された場合は、システムの一時停止等も躊躇なく実施するなど、被害の最小化と行政サービスの継続を図り、区民の大切な情報を守ってまいります。
また真里江町内のコンピュータセキュリティ事案対応チームにて技術面の確認や情報の集約を図るとともに調査の完了を待つのではなく、確認できた事実と調査中の事故を区別し、必要な情報をわかりやすく適時適切にお届けできるよう、タイムリーな情報発信に努めてまいります。
次に委託先に共有されている重要な情報とそれらの不正アクセスについてです委託先が扱う情報の種類範囲は、業務ごとに異なる異なるため、各所属を通じて把握を進めており、10 月に実施した全庁的な緊急点検では、再委託先やクラウド事業者等を含む実施体制の把握や委託先への提供情報の必要最小限化も求めたところです。
緊急点検においては、不審な通信や大量のデータ取得、異常な認証し口頭の痕跡の有無や脆弱性への対応状況等の確認を求めるとともに、事故のおそれのある場合には、事実の確定を待たずに速やかに報告するよう求めております。
今後、点検結果を踏まえて必要な改善を実施し、情報管理の実効性を高めてまいります。
次に、委託事業者が区の情報を他に保有している機関と契約ごとの仕様書、また、区としての一律のルールについてです。
区では電算処理を伴う業務委託の仕様書に共通して添付する電算処理の業務委託契約の特記事項を定め、受領した情報資産の種類や受領日等の記録管理と業務終了時の速やかな返却を委託先に求め、返却できない場合には区の了承を得た上で、バックアップデータを含めて全て消去廃棄することとしております。
10 月に実施した緊急点検では、委託先における利用目的を得た情報や保存期間を経過した情報の残存確認を委託元である各所属に求めており、今後も電算処理の業務委託契約の特記事項に基づく対策の実施を徹底してまいります。

最後に委託事業者の情報の適切な廃棄と廃棄状況の確認についてです。
委託先が情報を消去廃棄した場合には、電算処理の業務委託契約のとき事項に基づき実施日時、内容等を国に報告することとしており、必要に応じて再委託先を含めて、実地監査を行うこともできる仕組みとしております。
10 月に実施した緊急点検においても、複写やバックアップを含む扶養情報の残存確認や契約終了時の情報資産消失の主書面報告を委託先に徹底するよう、各所属に求めており、今後も報告等により実施状況を確認し、対策が不十分と認められる場合には、必要な改善を求めるなど、適切な情報管理に繋げてまいります。
私から以上です。
田村財務部長私からは契約について 2 点ご答弁いたします。
まず、労働報酬下限額について区の考え方をお答えいたします。
労働報酬下限額は契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保し、公共サービスの質の向上を図る上で重要なものと認識しております。
来年度の下限額につきましては 10 月 22 日の労働報酬専門部会において、物価や賃金の動向など様々な観点から、現在、高卒初任給を基準としている。
中期目標額や目標到達までの期間も含め、意見が交わされました。
区としましては、ご提出いただく意見書を十分尊重し、予算への影響も踏まえ、中期目標額や到達期間、来年度の下限額を適切に判断してまいります。
次に工事契約に関する労働報酬下限額の実効性の担保についてのご質問にお答えいたします。
議員ご指摘の件につきましては契約適正化委員会においても同様の報告を受けております。
令和 6 年度の調査では、下限額以上の支払いが概ね確認されましたが、元請負者の従事員の回答が多く、下請負者への制度浸透が課題とされました。
区では、今年度から下請負者向け会員チェックシートの活用などにより周知を図っております。
今後は契約適正化委員会からいただく答申を踏まえ下請け業者へ下請負者を含め、更なる理解促進に向けて適切な対応を検討してまいります。
私からは以上です。
向山世田谷保健所長私からは民泊旅館業のを条例改正に向けて 2 点お答えを申し上げます。
まずあの協議会に移管に関してですが、先日行われた協議会では、区から関係者が事例と共有して課題検討や評価を進めていく必要性を説明して委員からは次年度以降の当議会のあり方や、身近な地域の方々の意見交換場の必要性についてご意見をいただいております区では、各地域の意見を聴取する必要性について認識をしてございます。
公募委員という形ではございませんが区は、既存の地域の様々な会議体や意見交換の場の活用を含めて広く実際の住民や団体の関係者等のご意見を把握反映する仕組みについて検討をしてまいります。

次に条例改正の中身に関連して実効性の担保こそが最も重要であるというご指摘でございますが今般の住宅宿泊事業、6 階のように関する条例改正素案見直しでは、様々な規制強化策をを規定してまいりましたが区民の安全安心と静穏な住環境の多い字を行うためには、実効性のある運用が不可欠です。
そのために建築部門派含め、関連する所管部や関係機関との連携の強化や監視指導体制の強化はもとより、来年度に設置いたします相談窓口では、広く区民の苦情を受け付けて、不適正な行為のを情報提供がなされた際には、迅速な現場確認を行って改善指導に繋げる仕組みと体制を整備していくと予定してございます。
私からは以上です。
杉中障害福祉部長私からは、医療的ケア児支援法改正に伴う区の対応についてご答弁いたします。
区はこれまで、医療的ケア児ケア相談支援センター日向を中心に医療的ケア児者とその家族への支援の充実に取り組んでまいりました。
このたびの医療的ケア児支援法の改正趣旨を踏まえ、現在策定中の次期せたがやインクルージョンプランにおいて、医療的ケア児者の支援を重点取り組みの一つに位置付けるとともに、医療的ケア児の笑顔を支える基金の更なる有効活用も視野に入れるなど 18 歳以降も切れ目なく、必要な支援を行い、医療的ケア児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージ全体を見据えた支援体制の充実に努めてまいります。
以上です。
堂園勝山総合支所長私からは千歳烏山の市街地再開発において、先月 27 日に開催された街作り情報交換会の運営についてお答えします。
今回の情報交換会は、地域の様々な考えを知りたいとの声を踏まえ、相互理解を深めるため、大学教授の講演を始め、町会や商店街、地域団体、高校生など、多様な立場の方々にお話いただいた後に意見交換を行いました。
当日は、参加者同士で意見がわかれる場面もありましたが、より多くのご意見を伺うため、時間を延長するなどの対応を行いました。
一方、会場の都合により、全ての方からご意見を伺うことができなかったため、時間配分や進行方法を含め、より多くの方のご意見を伺う工夫が必要であったと受け止めております。
今後はこうした点を踏まえ、互いの立場を尊重しながら、誰もが安心して意見を交わせる場作りに努めてまいります。
以上でございます。
佐藤都市整備政策部長はい私からは住宅政策について 4 点ご答弁申し上げますまず、老朽化の進んだマンションの実態把握、そして持続可能なマンションへの誘導策についてでございます区では、都条例に基づくマンション管理状況届け出制度を活用し、昭和 58 年以前に建設されたマンションの管理状況の把握に努めております。
区が継続的に周知啓発を行ってきた結果、現在対象の 9 割以上のマンションから届け出を

受けております。
届け出により修繕積立金の状況を含め、区が管理不全の兆候を把握したマンションに対しては、区からの助言指導やマンション管理士の派遣により主体的な改善に繋がるように促しております。
また、より専門的な支援が必要な場合は、戸のマンションアドバイザー制度の利用を推奨するなど、管理状況に応じた支援を実施しております。
また大規模修繕工事に当たりましては、管理組合が管理会社や施工会社任せにしないことが重要であり、区では大規模修繕工事をテーマに、マンション管理講座を開催し、専門的な知識の習得機会を提供しています。
引き続き、マンションの維持管理の支援を行うとともに、管理組合自らの経営力と実力の向上を図り、マンションの管理適正化を推進してまいります。
次に高齢者が高齢者への居住支援策そして、住宅政策は全ての世代に有効にしていくべきとの考えについてでございます区では、住まいサポートセンターによるお部屋探しサポート事業の実施や、居住支援協議会の運営等を通じ、高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅の活用によるセーフティーネット強化に取り組んできたところです。
また、セーフティネットの中核である区営住宅については近年は年間 5、50 から 60 行程度の供給しておりますが来年度からの 2 年間は年間約 160 戸、集中的に空室修繕の個数を増やし、物質ストック数を改善します改善後は年間退去者数と同程度の 90 個ほど近年の 5 割増しの供給を目指し、より多くの住宅確保要配慮者が入居できるよう、供給を加速してまいります。
今後の住宅政策につきましては、今年度からの計画期間である第 4 次住宅整備後期方針で掲げました。
みんなで支え、次世代へ繋ぐ安全で安心な暮らし、住まいまちづくり世田谷という基本理念のもと、誰もが安心して住み続けられる住まいの確保と多様なニーズを支える暮らし作りに尽力してまいります。
以上でございます。
山田学校教育部長私からは、学校徴収金サービス学校モールにおける教員の負担軽減にどのように取り組んでいくのかにつきましてご答弁いたします。
学校徴収金サービスの利用により、学校からは、保護者からの徴収金の集計や管理、実の未納世帯への連絡、また保護者への会計報告などの負担が経験軽減されたとの声を寄せられております。
一方で、学校徴収金の業務には複数の教職員が関わっており、仕組みの理解やシステム操作の習得などに負担を感じているとの声も確認しております。
今後は、こうした現場の声を受けとめて、問題点を丁寧に把握分析するとともに、校内における薬は役割分担の見直しや運用の改善に向け検討を進めるなど、教職員の負担軽減に一層繋がりを取る。

取り組みを進めてまいります。
以上でございます。
宇都宮教育総合センター長はい私からは法改正による医療的ケア児への対応についてご答弁をいたします。
今回の法改正において保護者の付き添いなしでも子供が修学旅行その他、学校等の行事に参加できるよう措置を講ずる責務が明示されました。
教育委員会ではこれまで、もう修学旅行等のサインは、学校、保護者等と調整し、看護師を手配するなど、児童生徒個々の状況に応じた支援を行っております。
引き続き、改正法や学校等における医療的ケア児実施ガイドラインを踏まえ児童生徒が安心して学校行事に参加できるよう必要な支援の確保に努めてまいります。
以上です。
菅井教育政策生涯学習部長私からは、学校現場に伴走する教育委員会についてご答弁いたします。
議員お話しの鎌倉市の事例のような教育委員会の職員が学校現場に直接出向き、寄り添いながら学校が抱える課題を共有し解決していく伴走型の支援は大変重要であると認識しております。
現在、教育委員会では教育の質を高める働き方改革の推進学校運営協議会の運営支援部活動の地域展開など各課題ごとに教育委員会各課がそれぞれの学校の状況に応じた支援を行っているところです。
今後は議員お話しの鎌倉市を初めとした他自治体の取り組みを参考にしながら学校との対話や庁内関係機関との連携を深め学校現場との考える学校現場とともに考える伴走型の支援をさらに強化してまいります。
以上です。
藤井まな議員はい諸々ご答弁ありがとうございましたセキュリティの問題に関しては今 DX の担当部長にお答えいただきましたけど本当に多くの区民の方は関心を持ってらっしゃると思いますやっぱり重要なのは情報をしっかりいかに提供できるか、今の現状情報提供をしっかりできるかっていう面でいうとやっぱり DX の担当の部長さんと、あとは広報広聴の部長さんがしっかり連携をしながら、区民に情報提供しなければいけないというふうに思いますので広報広聴の王を担っている部長からもですねセキュリティに対して情報を広報という点でのやり方、今後の対応の仕方ということをご答弁をお願いをしたいと思います。
田中政策経営部長再質問にご答弁いたします。
先般、ウェブサイト等で広く利用されている PHP の脆弱性対応では、区ホームページの一部機能の停止や関連ページの閲覧停止等の対応を行ったため、速やかに緊急メンテナンスの情報を発信するとともに、他区の取り組みも参考に、ホームページに、区の対応状況をまとめ、SNS による情報発信を行いました。

一方で、町内への情報の周知や影響範囲および対応状況の把握に時間を要し、区の対応を整理した形での情報発信が遅れた面は課題と認識しております。
先ほど、DX 部長がご答弁しました CSIRT により、迅速に情報を把握し、確認できた事実と調査中の事故を区別し、区民に必要な情報をわかりやすく、適時適切にお届けできるよう、タイムリーな情報発信に努めてまいります。
以上です。
藤井まな議員はい、区民がいち早く情報を理解できるようにしていただきたいと思いますそれとですね先ほど私が教育の無償化について質問したときに教育長の答弁の中で相当規模の予算が必要となるという修学旅行の無償化の話ですけど、必要となるという話である。いましたけれども小学校中学校見てみると、特に中学校の方の修学旅行費がより高いと負担感が大きいということで全体を一気に無償化するしなくてもですね例えば中学校の学校の修学旅行費の無償化をまず行っていくだとか段階というものがいくらかいくつかできると思うんですけどもそういったことをまず考えていく規模が予算規模が難しければ、段階的に考えていくってこともあり得ると思いますけども、そこら辺どう思ってるか、教育長にお伺いをさせていただきたいと思います。
知久教育長再々質問をいただきました。
先ほどもご答弁いたしましたが修学旅行費等に係る経費を一律に無償化する場合、相当規模の財政負担がかかって参りますそうした点から今ご提案やご提案いただきました段階的な導入実施については有効な手法であると考えております。
財政負担や事業効果などですね、これも踏まえまして、実現可能な支援のあり方について引き続き検討を進めてまいります。
以上です。
以上で藤井まな議員の質問は終わりました。
次に、改革無所属の会を代表して、31 番田中優子議員
31 番田中優子議員
改革無所属の会を代表して質問いたします。
最初に、公営火葬場について伺います。
今月 13 日の朝日新聞に火葬場の新設、世田谷区が新設案、小規模火葬場を念頭に検討という記事が掲載されました。
それを読んで、私はそこまで踏み込んだ検討が始まっているとはすごいと思いましたが、しかし、すぐに保坂区長が 5 回の恐れがあると SNS 上で見解を示したので、一体どうなっているのかと困惑いたしました。
確認したところ、世田谷区が火葬炉メーカーから得た小規模火葬場の情報東京都に紹介し、東京都の検討会を通じて多くの自治体がその存在を認識しただけということで、報道はかなり前のめりだったようです。
しかし遠くない将来、区立の区立の小規模火葬場が区内に新設されることを切に願う立場

から質問をいたします。
先ほど高他会派からも質問がありましたが、その小規模火葬場は区の調査結果報告書にも写真付きでいくつか示されています。
今までの臨海斎場や代々幡斎場などの重厚な火葬場のイメージが覆るとてもシンプルで、質素なもののようです。
こちらのパネルを御覧ください。
これは死守ユニット型の小規模火葬場の画像であります。
このように高くて大きな煙突があるわけでもなく、非常にコンパクトな作りとなっています。
ほとんど場所を取らない建物であることもわかります。
この火葬場なら、広い敷地はいらない。
設置や撤去に係る工事期間が短くて済む。
費用も 5 億円から 6 億円と具体的に示されています。
さらに最新の排気ガス処理によりて後悔が郊外化が進み、大きな煙突から煙がもくもくというイメージとは違い、もはや迷惑施設ではないことなど、現現状状況が前進していることが報告されております。
それによって検討が一歩進んでいることは大変喜ばしく評価しているところであります。
あとは、区内にある都有地を含め、場所の確保をどうするかということと、これまでの迷惑施設という印象を拭い去り、区民の理解を得ることです。
だいぶ課題が整理されてきたのではないでしょうか。
そこで伺います。
東京都の最新の動きを踏まえ、区は今後どのように公営火葬場を進めようとしているのか、お答えください。
次に、区長の危機管理について伺います。
保坂区長におかれましては、持病の治療と検査のために今月 5 日から 3 週間の予定で入院されましたが、予定より 1 週間早く退院することができ、本日の本会議に出席される予定でした。
が、22 日に薬の副反応が認識されたため再入院し、本会議は欠席となったということを昨日知りました。
代表質問は、区庁でなければ答えられないことを区長に直接問うことができる場でありますので、今回はそれができず大変残念であります。
保坂区長におかれましては、ゆっくりしっかり静養され、復帰していただきたいと思います。
どうぞお大事になさってください。
さて、今月 5 日から 18 日までの入院中の保坂区長の X 旧 Twitter の葉発信回数を調べてみました。
13 日間で約 230 回 1 日平均 17 回以上精力的に発信され、区政運営についても支障をきた

さないよう、庁内連携体制を整え、公務を進めてきたので、職務代理は置かなかったと先週18日のXにポストしていらっしゃいました。
お元気でいらっしゃることはわかりましたが、その投稿の前日が質問通告締め切り日で、私が区長の危機管理についてのところで職務代理を置くべきであるという趣旨の質問をすると伝わっていたから、先んじてSNSに答弁をされたのか。
と思うようなタイミングでした。
しかしです。
保坂区長に申し上げたいのは、根本的に危機管理ということがわかっていらっしゃらないのではないかということです。
さっきの会派代表質問でも台風の際に沖縄に出かけたという。
保坂区長の危機管理のなさを指摘させていただきましたが、その反省が全く見られません。
何を改善されたのでしょうか。
相変わらず、保坂区長の危機管理意識は非常に低いと言わざるを得ません。
結果として大丈夫だったじゃないかは、危機管理ではありません。
最悪の事態を創生して想定して備えておく。
それが危機管理というものです。
さっきの入院に対しても、たまたま保坂区長はずっと元気に過ごされていて、この間、大地震大災害は起こりませんでしたが緊急事態でオンラインがつ繋がらなくなるとか、入院中の区長と連絡が取れないようなことも起こりうる。
その可能性はゼロとは言い切れないはずです。
そしてそのような事態を想定することこそが、危機管理であり、長く留守にするのであれば、職務代理をきちんと指名し、緊急時の責任の所在を明らかにしておくべきではないでしょうか。
今回の突然の再入院もまさにそのことが問われていると思います。
なぜその基本中の基本を避けるのでしょうか。
保坂区長に直接お聞きするつもりでしたがいらっしゃらないので、副区長に伺います。
次に、ゴミの有料化問題について問います。
世田谷区は2027年10月からゴミ処理手数料を値上げする方針を示しています。
今回出されている条例改正案は、事業系ゴミの処理手数料については約15%の引き上げ、そして家庭、粗大ゴミの処理手数料も値上げされるというものです。
まずこの条例改正案の問題は、事業系と家庭の粗大ゴミを一緒にしていることであります。
私達の会派は、事業系ゴミはともかく、物価高騰で区民の生活が苦しい今、家庭ゴミである。
粗大ゴミの手数料値上げには反対です。
家庭ゴミの収集処理は行政が責任を持って公費で行うべきものであると考えております。
粗大ゴミの処理手数料の値上げは値上げはすべきではありません。
区の見解を伺います。

今回質問のタイトルを、ゴミの有料化問題についてとしたのは、まずは家庭ゴミの粗大ゴミの手数料の値上げから着手し、ゆくゆくは家庭の一般ゴミの有料化を提案してくるのではないか。
という懸念からであります。
もちろん家庭の一般ゴミの有料化にも反対であることをここに表明しておきます。
そして、もう一つ問題と思うのは、事業系と家庭の粗大ゴミの値上げが一つの条例で提案されており、別々に態度を示すことができません。
法務に確認したところ、手続き上は一つの条例であっても別々に提案することは可能ということです。
今回のように、判断がわかれるものを一緒にして提案されると正確に態度を示すことができませんので、改善を求めます。
区の見解をお聞きします。
次に、民泊の規制強化の必要性について伺います。
23 区全体で住宅宿泊業、いわゆる民泊の規制強化に動く中、保坂区長のこだわりなのか。
国際交流で多文化共生だといって、世田谷区だけが民泊を推し進め、規制緩和のための条例改正案草案が出されておりました。
私達の会派では、2018 年、民泊が始まった当初から一貫して反対を表明しております。
ですから、議会において、これまで何度も改善を求めてきたことはご承知の通りだと思います。
さてここに来て、民泊の苦情が激増していることを受け、推進していた会派の皆様も、規制を強化すべきという動きが出てきたこと、そして区民意見を広く募集するパブリックコメントの結果が区民意見 779 件中、なんと 96.5%が反対だったということで、区の方針も変えざるを得ない状況となりました。
これらの実態を受け、知久はこれまでの規制緩和の提案内容を見直したということです。
180 日に緩和すると打ち出したものを営業 120 日に戻すだけで規制を強化したわけではありません。
また、家主居住型等の等は何なのかについても具体の提案はまだ問題があります。
一つの同じ建物に同居していること以外を家主居住型とするのは、おかしいですし、そもそも区内に民泊がないと困窮してしまう区民はほとんどいないのではないでしょうか。
つまり民泊は、区民のためのサービスではなく、それどころか区民に迷惑をかける可能性が非常に高い施設です。
それを推進することの意味がわかりません。
そういう声もパブリックコメントに届いているのではないでしょうか。
まず伺いますが、今回の見直しは、まだまだ問題があるということを区は認識しているでしょうか、お答えください。
他区の状況を紹介しますと、新宿区、豊島区では住居専用地域において遡及して、既存の民

泊を配し制限しています。
さらに豊島区では、住居専用地域において、新規の民泊を一切認めないとのことです。
大田区も新規参入を認めないことを検討中と聞いています。
世田谷区は 23 区の中でも、閑静な住宅環境がブランドとされているにも関わらず、住居専用地域に対する規制が甘いです。
今回多くの区民意見から、住環境が乱されることへの懸念が表面化しました。
実際、今年度 11 月 15 日までの苦情件数は総数が 145 軒うち旅館業に対するものは 58 件、民泊に関するものは 81 件両方重複しているものが 6 件ということですつまり、民泊への苦情は 87 件もあるのです。
他のどの事業を見ても、ここまで苦情が多い事業はないのではないでしょうか。
世田谷区の優良な住環境を守りたいという思いを持つ多くの区民の方々から、私達議員にも不安や不満、怒りの声などが届いています。
住居専用地域においては、新規参入はもちろんのこと、既存の施設についても、ある程度の猶予を設けた上で、原則禁止すべきです。
見解をお聞きします。
また、協議会の資料の中に区民本意見募集でいただいた声というページがありました。
今こちらパネルで示しているものですが、内容を紹介いたします。
こちらの右側の条例改正案に賛成の声というところですが、家主が同じ建物に居住しているため、宿泊者へのルール説明や苦情対応が迅速に行える騒音やゴミ等の問題が発生しにくいことから 180 日への緩和に賛成する。
家主居住型民泊は海外からの旅行者との交流や異文化理解などを深める機会となり、地域と来訪者を繋ぐ役割があるため、適正な運営を条件とした拡大を指示する。
ホテルが少ない地域では、家主居住型民泊が安心して利用できる宿泊先となっており、地域の宿泊需要に応える観点から、営業日数の緩和を支持する。
子供が大学受験の際には親子で同居型民泊のおうちにお世話になった。
地方から受験に行く私達にとって最寄りの駅まで家主さんが迎えに来てくださりとてもほっとしたことを覚えている。
これが全体のわずか 3.5%ではありますが、賛成意見です。
ここにも全て家主居住型同居型の例だということがわかります。
一方、向かって左側こちらの左側のピンクの方ですけれども、細かいのでまた紹介させていただきます。
こちらは区民の皆様からの主な声となっています。
なぜ反対の声としないのでしょうか。
片方は賛成の声なのにこちらはそのようにはしていません。
反対という表現を避けているように思います。
読み上げますと、苦情やトラブルが多い中で、営業可能日数を 120 日程度から 180 日へ拡

大することは住宅地の住環境の悪化や地域コミュニティへの影響が懸念される。
世田谷区は住宅地としての性格が強く、なぜ営業日数の拡大が必要なのか。
住宅政策、観光政策との整合性や区民への利益について具体的な根拠やデータによる説明が不足している。
住宅地に不特定多数の旅行者が継続的に出入りすること自体に不安があり、騒音、ゴミ、防犯上の問題の有無に関わらず、民泊は住宅地と両立しない。
無人旅館や家主不在型民泊はトラブルや災害発生時の初動対応が不十分となる恐れがあり、宿泊者の安全確保や周辺住民への対応の観点から管理体制の強化を求めるなどなどであります。
こちらに表しているのは、参政権にしても、家主居住型同居型に限定されていますし、区が主な声と表現している。
反対意見は、住環境の悪化が懸念されることが指摘されています。
騒音ゴミ、防犯上の問題の有無に関わらず、民泊は住宅地と両立しないと言い切っている意見もあります。
同じような意見が私どものもとにも複数届いています。
世田谷に住む多くの住民の感覚というものを代弁している言葉だと思います。
区民意見募集でいただいた声はこのように、①ページを割いて報告されています。
一見平等な報告書に見えますが実は大きな問題があると思います。
先ほども指摘いたしましたが、賛成の声に対してなぜ反対の声としない反対の声とするのが筋ではないでしょうか。
その方が誰が見てもわかりやすい、あえて反対という言葉を使わないのはなぜなのか、それだけでなく先ほど述べましたようにパブリックパブリックコメントの結果は反対意見が96.5%を占めていました。
にも関わらず、この見せ方は、まるで賛成反対が半々だったかのような錯覚に陥ります。
イメージとして、あえてそのように伝えているのかと疑いたくもなります。
できるだけ正確に状況を報告しようと思ったら、少なくとも賛成意見と反対意見と表現しそれぞれ作スペースの割合も正確に反対 96.5%、賛成 3、3.5%のスペースにしろとまでは言いませんが、少なくとも占める割合は賛否半々ではないということが一見してわかるようにすべきではないでしょうか。
これでは、公正な報告とは言いがたく、何か印象操作をしているのではないかという作為を感じます。
また実際にどのような意見があったのか非常に関心が高い問題ですから、区民の皆さんも、詳細について知りたいと思っていることでしょう。
パブリックコメントで集まった区民意見は全て明らかにすべきだと考えますが、区はどのように公表するつもりかお聞きします。
最後に、千歳烏山駅前広場の整備事業と再開発について伺います。

区は、駅前広場整備と再開発は別事業だが駅前広場を再開発区域に含めて一体的にまち作り整備を進めると言っています。
が、今年 9 月末の時点で、駅前広場の買収率は約 38%です。
つまり区は、生活再建のためと称して、再開発地域に駅前広場を入れていますけれどもこれまでに既に買収に応じた人にはその選択肢はありませんでした。
買収事業で、途中で別の選択肢を設けるというのは不公平ではないでしょうか。
別の言い方をすればく怒ら負けさせたということであり、今後の買収事業に悪影響が出るのではないかと思います。
お答えください。
また、公開された資料に基づいて計算すると、駅前広場の面積全体の約 2 割そして今回の買収によって残された未買収の面積の約 3 割を占める大口地権者が、再開発の中心人物とされています。
その正式な数字をお示しください。
一方で、再開発地域の中には面談もできていない地権者もいるということをさっきの都市計画審議会で区も認めていますが、それは事実でしょうか。
区は、大口地権者の方ばかりを向いているのではないかと思わざるを得ません。
このような不公平な状況は行政のあり方としていかがなものか問題であると思いますが、区の見解を伺います。
以上で壇上からの質問を終わります。
中村副区長区長の危機管理について、あらかじめ確認した区長の見解について私から答弁します。
8 月の台風の際も、区民の安全確保は区政運営において最優先すべきものであることから、必要な指揮連絡体制を確保した上で対応しました。
またこのたびの入院に際しても、資料の確認に加え、オンラインによるレックや会議への出席等公務を継続し、必要な連絡調整や指示を行っているところです。
一方で、ごご懸念の危機管理については昨今の気象状況の激甚化頻発化、また、サイバー攻撃による情報セキュリティへのリスク等、区を取り巻く環境の変化は大きなものがあります。
引き続き、区民の生命と安全を守ることを最優先に考え、区政運営に取り組んでまいります。
以上新たあらかじめ確認した区長の見解です。
次に職務財源なぜ置かないのかというご質問についてお答えいたします。
地方自治法第 152 条において職務代理を置くのは町に事故があるときとされており、この事故とは一般に一時的に職務遂行ができない状態をいうと解されています。
職務代理は行政の継続性を確保する上で重要な制度ですが、選挙で選ばれる区長に変わり、選挙によらない副区長が区長権限を行使する制度であることから、区長が事故により職務を行うことができない場合に限り適用される。

例外的な制度であると認識をしています。
区長は再入院後今朝も含めて答弁の確認や区政運営に関する指示を継続して行っており、不正の責任者として日々判断や指示決済を行える状態にあります。
このため、地方自治法上の事故、すなわち職務を行うことができない状態には該当せず現時点で職務代理を置く要件には該当しないものと考えております。
以上です。
清水副区長私からは、公営火葬場について、公営火葬場について東京都の最新の動きを踏まえ、区は今後どのように進めようとしているのかというご質問に対し、あらかじめ確認した区長の見解についてご答弁いたします。
先般の特別委員会において、将来的な人口や死亡者数を推計し、今後の火葬場検討に必要な諸課題をご報告させていただきました。
議員からお話がありました。
小規模火葬場は、所管部が火葬炉メーカーと打ち合わせをする中でその存在がわかったもので、実際に所管部が福島県川俣町の施設を視察し、東京都の火葬場検討会に区から情報提供しております。
東京都の火葬場検討会には、区長も委員として参加しております。
検討会の下部会議体には担当課長が参加しており、東京都全体の火葬場問題に対して、臨海斎場運営自治体としての運営に関する知見を生かし、道路の検討計画を紹介するなど、様々な意見を述べております。
今後も東京都には瑞恵葬儀所の増炉なども求め、引き続き協力を要請してまいります。
また、火葬場への区民の理解が進むよう、啓発に努めるとともに、最新の仮想技術、小規模火葬場。
葬儀の簡素化、報告書で示した。
設置場所のイメージサテライト火葬など、火葬や葬儀を取り巻く環境が日々変化する中で実現に向けて様々な角度からさらに検討を進めてまいります。
以上が、区長の見解です。
続きまして私から 2 点ご答弁申し上げます。
まず、粗大ゴミの値上げについてです。
粗大ゴミの処理手数料につきましては、令和 5 年 10 月の改定以降、4 年間据え置いて参りましたが、この間、廃棄物の収集運搬や処理に要する経費は高騰を続けており、処理原価と手数料との乖離が拡大している状況です。
こうした差額については、これまで区民の皆様からお預かりした税金に税金により補填してまいりましたが、粗大ゴミの収集処理は、特定の方が利用する行政サービスであることから一定の受益者負担をお願いすることが適当であると考えております。
今回の手数料改定は上昇した処理原価とて、現行手数料との乖離を是正し、受益者負担の適正化を図ることを目的とするものです。

なお、改定額については、現在の処理原価をそのまま反映するのではなく、過去 4 年間の処理原価の平均値を基に算定しており、利用者のご負担にも配慮しております。
区といたしましては、引き続き効率的な収集処理に努めるとともに、サービスを利用される方に、適正なご負担をお願いしながら、持続可能な廃棄物処理体制を維持してまいります。
次に、千歳烏山駅前広場の買収事業の途中で別の選択肢を設けるのは不公平とのご質問に対しご答弁申し上げます。
道路用地の取得に当たっては、金銭補償を原則としておりますが、代替地を希望される。
地権者の方々に対しては、可能な限り大体 1 のご案内や提供等を行いながら交渉を進めております。
一方、本事業は、駅直近であることから、駅近傍でご提示できる代替地が限られており、必ずしもご希望に沿う土地を提供できるとは限りません。
その点をご理解いただきながら、これまでに交渉を重ね、土地の取得を進めてきたところです。
ご提示できる代替地の有無やその条件等は交渉の時期や進捗状況等により変化することは避けられず、再開発事業との連携は新たな道路代替地の確保と同様、地権者の生活再建の選択肢の一つとして捉えており、駅前広場事業の推進に繋がるものと考えております。
以上でございます。
池田清掃事業再編担当参事はい私からゴミ処理手数料を改正する条例案についてご答弁いたします。
事業系ゴミの手数料を引き上げる部分と、粗大ゴミの手数料を引き上げる部分等を分けて別々の条例改正案として提案すべきとのご意見をいただいておりますが、区ではこれまでも事業系ゴミと粗大ゴミについては処理原価に基づいて応分の負担を求めてまいりました。
今回の改正内容も処理原価の高騰に起因するものであることからそれに伴う負担を求めるという点で一つであると考えており、1 本の条例案としてご提案をさせていただいております。
以上でございます。
はい向山世田谷保健所長民泊に関連いたしまして 3 点お答え申し上げます。
まず住宅専用地域での民泊は禁止すべきではないかというご意見でございます区は 9 月に住宅宿泊事業に関する条例の改正素案を公表いたしましたが第 3 回いい組換え定例会での議論高い区旅館業および住宅宿泊事業に関する協議会でのご意見区民意見募集のを結果等を踏まえ、条例改正素案を見直すことといたしました見直しの主要な方針としましては、住宅専用地域では、家主不在型の新規開設は認めないことを新たに認める家主居住型についても土日祝日の営業を基本とし周辺住民との合意苦情対応のや実績等の許可要件を厳格に規定した場合に限って、平日用営業を認めて総営業日数は現状の 120 日を上限とすること更なる規制強化といたしまして既存事業者を含めた苦情や入退室のを確認のためのビデオをカメラの設置の義務化、悪質て不適切な運営が認められた場合には、方にも富む続く基づ

く業務改善命令等の発出および違反事業者の公表を規定いたしますこの他にもございますがいずれにつきましても協議会で住民の代表の方や専門家など実効性やモニタリングの可否あの勘案した改正素案の内容としてございます。
全次にジュース住宅住居専用地域における既存の家主不在型の届け出住宅はなくすべきではないかという御指摘でございます。
既存の事業者に対しては、その運営状況に関わらず一律に営業の禁止や、角の大負担を課すことのぜひは、国の通知等を受けて、協議会における議論検討を行い、住民代表や事業者へ特に法律の専門家この分野に非常に詳しい専門家でございますが法の専門家等の各委員からのご意見をいただいたでございます。
その結果主に 3 点の御ご意見がございます営業の自由への不応不当かつ角の正弦に当たると考えられること本年 7 月 15 日の厚生労働省、国交省、官公庁連盟の通知におきまして、新たな住宅宿泊事業の実施を禁止する際に、例えばこの区域で既に多くの住宅宿泊事業が実施され、現に性ような共通環境が著しく損なわれているなどの強い必要性が認められ、他に適切な対応策が存在しない場合を条件と限定をしていること協議会においても法律の専門家からこうした訴訟のリスクと排水による大よる条例の無効化の指摘などがございました区はこれらを勘案して監視指導と大條例窒息のを厳格化を持って対応してまいります。
最後に区民意見募集のを公表についてでございます 9 月 155 日から 10 月 6 日までに行われた区民意見募集に対する区の考え方の公表は来年の 2 月を予定しておりまして現在、意見の確認や、区の考え方を取りまとめているところでございますご意見と多くの考え方の公表の方法については、多くの区民の方にわかりやすく伝えられるかという観点で検討し、決定いたします。
寄せられたご意見の総数が多くまた類似するご意見等が多いことなどからご意見をまず集約した上で、区の考え方を添えて公表する予定でございます。
私からは以上です。
どのした道路交通計画部長私からは千歳烏山駅前広場の整備事業と再開発について再開発の中心となる大口地権者が駅前広場未買収部分のうち、正確にはどれだけの割合の土地を持っているのかまた区は大口地権者の方ばかり向いてないかとの質問にお答えいたします。
みんみん協会の一部が確定されていない箇所があるため、正確な数字をお示しすることはできませんが令和 8 年 9 月末現在の駅前広場の未買収部分の土地面積は約 2620 平米その内、約 8840 平米を処理する土地所有者が最大の地権者となり、面積比にいたしますと約 3 割となります。
いわゆる大規模地権者との交渉は、事業を進めていく上で重要であると認識しておりますが、一方で、残る未買収部分の敷地は全体で 22 式地あり、建物の権利などを含め、これら全ての権利者の方々との丁寧かつ粘り強い交渉により、合意を得て、土地を取得した後、初めて駅前広場の整備に着手することが可能となります。
区といたしましては、引き続き全ての犬舎に対して公平公正に交渉を進めてまいります。

私から以上でございます。
どうぞの烏山総合支所長私からは再開発区域内の権利者との面談状況についてお答えします。
千歳烏山駅前広場南側地区では、再開発準備組合と連携して、権利者の皆様への連絡や日程調整を行い、面談のご意向を確認した上で、お約束の取れた方から順次個別面談を実施しております。
相手方のご意向やご事情により面談に至っていない方もいらっしゃいますが、区としては、事業を進める上で、権利者との対話が重要と認識しており、それぞれご意向を尊重しながら、引き続き面談を実施し、お考えやご懸念の把握に努めてまいります。
以上でございます。
田中裕子議員はい区長の危機管理について答弁を聞いて大変驚きました。
入院してるけど元気です仕事してますアピールに終始した答弁でしかないと感じました。
現在は震災水害サイバー攻撃等々、様々な災害が起こりうる状況下でもあり、自治体のトップは最悪の状況を想定して備える必要があります。
今大丈夫です。
今朝も大丈夫仕事しました。
結果として大丈夫だったでしょは、危機管理ではありません。
本日は、区長がこの場にいらっしゃらないので再度質問することもできないのでその指摘だけさせていただきます。
またもう一つ民泊ですが、条例改正素案の内容を見直し、区は厳しくしたと思っているのだかそのようにおっしゃっていますけれども、世田谷区は 23 区の中ではまだまだ甘いです。
規制が甘い。
規制が甘いところには増えていきます。
多くの区民の皆様は、住居専用地域に民泊が増えていったら、さらに苦情が増える、そういうことになると心配し、拒絶感を持っているんです。
住居専用地域においては、新規参入は認めない。
これ最低限必要じゃないですか。
また既存施設についても、期間を設けて原則としていいかもしれませんその辺は今後の話し合いになるかもしれませんけれどもそのくらいのことを打ち出さずしてどうやってこの世田谷区の良好な住環境を守っていくのでしょうか。
もう所管からの答弁は必要なく私は区のトップとして区長に答えていただきたかったですが、本当に今日いらっしゃらないのは誠に残念であります。
こちらも強く指摘するにとどめておきます。
以上で質問を終わります。
以上で田中裕子議員の質問は終わりました。
これで本日の代表質問は終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
なお、明 26 日は午前 10 時から本会議を開催いたしますので、ご参集願います。
本日はこれにて散会いたします。